

平成23年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年9月2日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成23年9月15日 午前10時03分			議 長 太 田 重 喜	
	散会	平成23年9月15日 午後4時34分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	福祉課長	徳永 賢治
	副市長	中島 庸二	健康づくり課長	西田 茂
	教育長	杉崎 士郎	農林課長	中島 憲郎
	総務部長	中島 直宏	学校教育課長	神近 博彦
	企画部長	坂本 健二	収納課長	永江 邦弘
	健康福祉部長	江口 常雄	税務課長	坂口 典子
	産業振興部長	一ノ瀬 真	観光商工課長	三根 清和
	建設部長	松尾 龍則	健康福祉課長	杉野 昌生
	教育部長 教育総務課長兼務	中島 文二郎	茶業振興課長	松尾 保幸
	会計管理者	田中 明	建設・新幹線課長	中尾 嘉伸
	総務課長	小野 彰一	環境下水道課長	
	財政課長	筒井 保	水道課長	山口 健一郎
	市民課長	宮崎 繁利	農業委員会事務局長	
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳		
地域づくり・結婚支援課長	山口 久義			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎		

平成23年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成23年9月15日（木）

本会議第7日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第53号 平成22年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第54号 平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第55号 平成22年度嬉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第56号 平成22年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第57号 平成22年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第58号 平成22年度嬉野市都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第59号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第60号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第61号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第62号 平成22年度嬉野市水道事業会計決算認定について

午前10時3分 開議

○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、議案審議を行います。

それでは、議案第53号 平成22年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑は款ごとに3回までとします。

13番神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、議長にお許しをいただきましたので、自席にて質問をいたしたいと思えます。

まず最初に、歳入のほうから参りますが、市税の中の、ページでいきますと44ページ、入湯税について、その中の滞納繰越分、この分についてお尋ねをしたいんですが、今年度、22年度につきましても不納欠損額が75万400円出ております。収入未済額としても493万100円ということになっておりますが、この不納欠損の考え方、そして収入未済額、これについて現在の対応はどうかされているのか、お尋ねをしたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

答弁を求めます。収納課長。

○収納課長（永江邦弘君）

皆さんおはようございます。

ただいま神近議員からお尋ねのございました入湯税の収入未済額の対応についてお答えを申し上げたいと思えます。

まず、経過を申し上げますと、現在、滞納繰越分として2件の大型施設が滞納となっております。2件とも既に経営者がかわっておりまして、前経営者の方とか、あるいは弁護士と面会をした折に、双方とも破産の方向で検討をしているというふうなことであったということでございます。そのうちの1件につきましては、昨年7月13日に破産手続が開始をされまして、現在では破産が完了をいたしております。平成23年の6月に破産管財人のほうから配当金がありましたので、固定資産税のほうへ充当もしております。その入湯税につきましては未済額が19万3,050円という額でございましたので、当然もう破産をされたということでございますので、本年度末で不納欠損を行うように予定いたしております。あと1件の大型施設につきましては、破産完了の時期がまだ未定であるということで解決ができない状態でございますけれども、完了すれば、地方税法第15条7の5項の規定によって、不納欠損の即時処分ということで視野に入れながら検討をいたしております。しかし、破産手続が完了しないままずっと過ぎますと、滞納処分の執行停止をかけるなどの手続を経まして、25年の8月から26年3月までには税法の規定が適用され、時効の不納欠損処理も適宜可能となってまいります。ただ、この間も折衝をしながら努力はしていきたいと考えております。現在、2件ともこの新しい経営者により施設は以前のままの屋号で経営がなされているという状況でございます。対応については一応そういうふうなことでございます。

あとは不納欠損についてということでございますけれども、不納欠損を待つという意味では考えておりませんけれども、逐次連絡をとりながら徴収努力は進めてまいりますけれども、どうしてもこの不納欠損をやるということになれば時効の問題がございますので、いわゆる

地方税法の規定によりまして、当然、時効を迎えたら不納欠損をしなくてはならないというふうになっておりますので、そういうふうな方向で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

これ以前、予算質疑のときも申し上げた経緯があるわけなんですけれども、入湯税はあくまでも預かり税ということで、通常の税、市民税とは性格が異なると。他人様がですよ、旅館のほうにお預けになったお金ということで、性格が違うふうになりますよということで申し上げて、そのときの御答弁でいくと、その分については十分認識をしているというふうにおっしゃった経緯もあると思います。特に私の認識でいきますと、要は、他人様のお金を預かって市のほうに納めていないので、これは横領罪に当たるんじゃないかというところまで質問した経緯があるわけですよ。ですから、今の課長の御答弁でいくとですよ、あくまでも時効の問題であるとか、税法の問題というふうなところの税法だけの考え方でこの収入未済への対応、あるいは今回、上がっている不納欠損の対応をされているようにしか思えないわけなんです。前回、聞いたときには、この入湯税を納められた方が訴えれば訴訟となって争えるというふうな御答弁をいただいた記憶がございます。私は、時効によって不納欠損になるという、その税法の問題は問題としながらも、もうちょっとそのあたりの、他人様のお金を結局納めないという横領と、言い方は悪いかも知れませんが、そういうことの認識というものはやはりお持ちにならないんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（永江邦弘君）

お答えを申し上げます。

まず、不納欠損の考え方ということにつきまして、ちょっと私が考えている部分をまず御報告申し上げたいと思いますけれども、入湯税も預かり金を納付する義務としては特別徴収義務者との位置づけができるというふうに私も考えております。この特別徴収義務者は、いわゆる市民税を納税者から給与天引きし、市町に納税するいわゆる特別徴収のケースと同じように、入湯税についても同様のシステムではないかなというふうに解釈をいたしております。当然納税義務を怠れば、地方税法の701条の18の規定によって滞納処分として財産等を差し押さえなければならないというふうにされておるわけですが、ただ、財産や破産によって納税義務者としての財力がなくなったら、納入義務は残っても納付不能に陥るため、滞納処分ができるものと解釈をいたしております。したがって、破産によって押さえる不動

産も預金もすべてなくし財産がない場合は、地方税法第15条の7第5項の規定によって不納欠損即時処分というもので処理し、法の手続により対応できるものではないかなというふうには私なりに考えておるところであります。預かり金という性格であっても、本来、税として納入される以上、法律を適用できるのではないかなというふうな考えがございます。

先ほどお尋ねのあった罰則規定等につきましては、いわゆる地方税法701条の7に脱税に関する罪というものがございます。納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は、懲役又は罰金等が適用されるというふうなことになっておりますけれども、地方税法では罰則にかわるもっと厳しい差し押さえなどでその財産が奪われるというふうなことがございますので、罰則よりも重い罪があると解釈をいたしておるところでございます。

それと、いわゆるその特別徴収義務者がお客様から預かった金を横領したというようなときには、いわゆる民法上の求償権というのが認められておりますけれども、現時点ではこの施設に限ってはそういうふうなこともございませぬので、特に適用する必要はないだろうというふうに思っておりますし、特に横領罪というふうなことを言われましたけれども、その横領罪よりも何よりも、まず納付の催促を私どもは先に進めていきたいというふうなことで、そこまでは適用を今のところしてはおりませぬ。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

以前、これは市長のほうから御答弁をいただいたかというふうな私は記憶を持っていますが、先ほど課長のほうから、7月破産された方の分の配当金をいただいたということをおっしゃいました。その中で固定資産税も滞納されておられたので、多分固定資産税のほうに入れられたと思うんですよ。それはそれで理解をするんですが、市長は、私がこのことで質問をしたときにですよ、こういう場合は、入湯税はそういうふうな他人様から預かったお金だから、いろんな税の滞納があっても、この入湯税については優先権があると。国税とか県税、いろいろありますけれども、その中でも優先はあくまでもこの入湯税が一番であるというふうな感じで市長はおっしゃったと私は記憶をしているわけですよ。ですから、破産管財人関係が配当金関係をやられるときには、まず第1番目に入湯税の分があって、その後に各国税、県税、市税の分の配当があるべきものというふうには私は思うわけですよ、その当時の市長答弁からいくとですね。そういう中で、横領とかなんとかに関して私先ほど申し上げましたけれども、税務課の認識と私の認識が若干やはりずれているという点についてはいたし方ないというふうで思いますけれども、その点、今申し上げました入湯税については、国税とか県税よりも優先であるというふうな私は市長の答弁との絡みで、そのあたりについてはどういうお考えなのか。担当課、あるいは市長からでもそのあたりをお伺いしたいと思

います。先ほど課長が言われた破産管財人が、市のほうには配当金があって、固定資産税に入ったということに関して、なぜ当時市長は、まずは入湯税は優先するというふうな御答弁をされたと私は記憶をしておりますので、そのあたりでお二人から御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（永江邦弘君）

お答えを申し上げます。

当時、いきさつにつきましては、入湯税については預かり金というふうな意味合いを込めまして、当然、他の税金よりも優先するというふうな形で市長が答弁なされたんじゃないかなというふうに私は考えておりますが、実はこの配当金につきましては、破産法による租税債権の取り扱いというふうなものがございます。まずは優先されるべき債権の配当につきましては、まず財団債権というのがございます。これは財団債権というのは、納期がまだ到来していないもの、1年を経過していないものに充当されるというふうなことでございます。次に、優先的破産債権というものもございまして、これは納期限から1年を経過しているものに充当されるというふうなことでございます。また、これらの延滞金とか加算金には劣後的破産債権というものもございまして、そういった順序をもって充当されていくというふうなことで、こういうふうな法のもとに施行をされておるということでございます。

この入湯税につきましては、いわゆる市税全般に滞納があったものの、充当する順番が、いわゆる破産法による取り扱いで順番が決まっている関係で、この入湯税は平成21年度の滞納だったということで、入湯税まで配当をするまでには至らなかったということで処理をいたしております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

市長答弁ございませんか。（「なければよかですけれども」と呼ぶ者あり）神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ああ、もう3回終わりましたね。

○議長（太田重喜君）

ただいまの分は3回終わりました。（「じゃ、続いているですか」と呼ぶ者あり）はい、お願いします。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、次の款のほうに移ります。

次が分担金及び負担金の款のほうで参りたいと思います。その中の、ページでいきますと48ページ、民生費負担金の中の児童福祉費負担金、この中で保育料の保護者負担金、あるいは

は市外児童保育の分の負担金ということで備考欄に上げていただいています。この段階でまだこの中に収入未済とか不納欠損とかというふうに項目が上がっておりますが、21年と比較をいたしまして保育料の滞納状況、これはどのようになっているのかですね。それから累積関係、この滞納関係がどうなっているのか。

それから、10月以降につきましては、現在の子ども手当、名称が児童手当に変わるのかどうか分かりませんが、このあたりが天引きができるような新聞報道を受けているんですが、本市につきましてはどのような対応をされるのか、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず、保育料関係の分についてでございますけれども、現年度の収納率につきましては、21年度97.6%、平成22年度が98.2%で、0.6%であります。向上をいたしております。また、過年度におきましては、平成21年度が33.7%、平成22年度が40.3%で、6.6%向上をいたしております。保育料の徴収につきましては、夜間徴収等の実施をしております。その効果が出てきておるんじゃないかというのが一つの要因と思われま。

それから、もう1つが子ども手当、これを本人が承諾すれば天引きすることができるということでございまして、昨年度82件の承諾を得まして、459万80円を保育料のほうに納入していただいております。

今度の保育料の徴収につきましては、10月支給分から本人承諾なしに徴収をすることができるというふうになります。ただ、この制度が時限立法であるために、今年度だけの対応、また来年度以降についてはどのような制度になるか確定しておりませんので、今後の動向を見たいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今、課長のほうから82件一応承諾を受けられて納入ができたというふうに御報告を受けたわけなんですけれども、実質全体として何件くらい滞納者、対象者というのがあられるんですかね。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

平成22年度で調定への件数といたしましては9,535件、これ現年分になります。過年度分につきましては121件でございます。うち収入済額が現年度で9,498件、過年度分で58件というふうになっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

これ納付書の件数でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

極端に年間の延べということですよ。言い方を変えれば、極端に言えば、12で割ればもう少し実質的な対象者というふうになると考えていいわけですよ。単純な考えでいけばですね。わかりました。

先ほど子ども手当からの徴収、承諾を受けて82件、大きな金額を納入されたと。10月からは制度が変わったということで、承諾なしでも天引きができるということです。この回収に向けては制度を十分活用なされて、やはり徴収に向けて努力をしていただきたいというふうに要望だけしておきます。

引き続き、次に移ってよろしいでしょうか、議長。

○議長（太田重喜君）

はい、どうぞ。

○13番（神近勝彦君）

次は、使用料及び手数料の款のほうに移りたいと思います。ページで49ページの商工使用料、この商工使用料の中で、シーボルトの湯の第1・第2駐車場というものが収入として147万4,300円22年度では計上されておられます。この中にはですね、この中にはといますか、これ以外にはシーボルトの湯を利用された方は無料であるということで入っていないと思うんですよ。ですから、シーボルトの湯の現在全体としてどれだけの台数の利用が22年度あったのかどうかという点と、私、あそこ何回か利用しているわけなんです、ゲートのところはかなり狭いという気がするわけですよ。市道側も6メートルの道路がありますけれども、なかなか普通乗用車では出入りがしにくいというふうに私は認識をしておりますので、このあたりの147万4,300円という収入はございますけれども、そのあたりの解消をすれば、もう少しこのあたりの使用料が上がるんじゃないかなという気が私したもんですから、この2点についてお尋ねをしたいんですが。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

市営駐車場の利用台数でございます。22年度は全体で2万3,910台御利用いただいております。このうちにシーボルトの湯を御利用のお客様、カードリーダーというのを通していただいております。2時間まで無料になるパンチですけれども、これが1万3,753台で57%、約6割の方がシーボルトの湯を御利用のお客様ということになります。

あと、ちょっとあそこ道が狭いもんですから、普通乗用車ぐらいでしたら何とか離合もできるんですけど、ちょっと10人乗りぐらいになりますとなかなか道が狭うございます。入ってこられる場合は松園さんの横を大体入ってこられますので、出口のゲートのところには右回りで出てくださいということで指示をお願いしているところです。これちょっと道路の関係になってまいりますので、今のところそういうふうな指示をお願いしております。また連休あたりはうちの職員で誘導しておりますので、今のところ支障なく御利用いただいているというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

わかりました。もうしばらくそのあたりの連携機関とか、多いときにはそういうふうに職員さんが駐車場のほうで対応されているものと思うんですけども、ここの使用料として上がるのは、シーボルトの湯を使われない、普通、周辺の散策をされる方とか、あるいは用事等で来られた方がここを使用されていると思うんですよ。ですから、シーボルトの湯の駐車場ということで理解はするものの、やはり収入としては欲しいわけですよ。ここのパーキング使用料関係もやはり歳出のほうで上がってまいりますので、やはりそのあたりの収入を上げるためには、今、課長が言われたように、そのあたりの不便があればですよ、若干パーキングのゲート関係を1メートルぐらいでも下げることによって、ゲートの門といいますかね、あのあたりを少し下げることによって曲がるとの大分楽になると思うんですよ。そうすればもう少しこのあたりの利用の収入というものも上がってくるんじゃないかなという気がしますんで、そのあたり現地をもう一回確認されて、費用がかからない程度でそのあたりの改善ができるようであれば、ゲートそのものを動かすとなれば、移設費用でまた何十万円という費用がかかりますので、ちょっとしたそのあたりのさく関係を取っ払うとか、下げることによって利便性が上がるのであれば、そういうふうな感じで、この収入のほうを上げていただきたいというふうをお願いしておきます。

次が、質問の仕方を間違いました。申しわけございません。済みません。もう一回仕切り直しということでよろしいですか。議長。

○議長（太田重喜君）

今、2回目ですよ。

○13番（神近勝彦君）

いやいや、約束事では、款のほうを全部質問するように、そういうふうにしておったものですから、ちょっと手順を間違えました。よろしいですかね、仕切り直しということで。

○議長（太田重喜君）

仕切り直し。あと2回あるけん、続けてそこら辺ば質問して。

○13番（神近勝彦君）

いや、使用料の中にまだあと4項目ほど私持っておったんですよ。それで、そのまま続けてよろしいですかね。

○議長（太田重喜君）

続けて言ってください。

○13番（神近勝彦君）

あと住宅使用料の分があります。同じく49ページですね。これも毎年毎年決算のときに申し上げておった不納欠損の処理、これが21年度が145万円程度、今年度は4万1,000円ということでかなり不納欠損としては減っておりますが、そのあたりの不納欠損に対してどのような感じになったのか、その徴収努力はされているものと思いますが、そのあたりについてお聞きをしたいのと、収入未済の中で、22年度、単年度の未済はどの程度あるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

続きまして、50ページ、社会教育使用料、この中の嬉野公民館、今回は20年度の決算で26万6,000円、21年度は31万1,000円、今年度、22年度におきましては44万円ということで利用者は年々増加しております。利用者がふえてこのように金額がふえるということはいいことなんですけれども、どういう理由でこのようなところでふえていったのか。

また、現在の嬉野公民館、これかなり老朽化をしているということで、今までも屋上の防水工事であるとか、いろんなことをしてきたわけなんですけれども、利用者からの要望等は何かあったのかどうか、改善等としまして。

続きまして、同じく50ページ、保健体育使用料、この中に北部公園野球場、そして中央公園テニスコート、そして社会体育館というふうにございますが、北部公園野球場につきましては20年度決算が73万5,000円、収入ですね。21年度が68万6,000円、22年度がかなり落ちて34万1,000円というふうに減収となっておりますわけなんです。この減収となっている理由についてお尋ねをしたいと思います。

中央公園のテニスコート、これも20年度の決算が8万4,000円、21年度が8万1,000円、22

年度においては、これもかなり減って3万9,000円というふうに収入減になっておるわけですよ。この点についてもその要因についてお尋ねをしたいと思います。

3点目の社会体育館、これは若干の変動はあるものの、大体利用者の収入としては安定をしているんですよ。かなり老朽化をしている、していると言いながらも、毎年50万円前後の収入があっているわけで、このあたりについて利用されている方々から何か改善要望とか、そういうところがないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

まず、議員御質問の住宅使用料ということでございますけれども、まず、考え方といいますか、記憶に新しいかと思っておりますけれども、20年度決算でかなり不適切な処理をしたということで反省いたし、滞納整理事務処理要綱も定めて徴収対策、収納対策をしてきたところでございます。平成22年度につきましても、地方自治法及びこの要綱に定めまして、今言われましたように、不納欠損処理を行ってきたところでございます。それから、去年は特に法的手段をとりまして、かなりの効果が上がってきたというふうに考えておるところでございます。

それから、23年度の内訳というふうなことだったと思っておりますけれども、22年度分につきましては5年分の18万4,900円の滞納繰越額となっておりますが、現在、収納努力をいたしまして、そのうち10万8,100円を今滞納額のほうに収納というふうなことでできております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

お答えをいたします。

社会教育使用料、保健体育使用料についてということで4点ほど質問ですので、まず、嬉野公民館についてですけれども、嬉野公民館の使用料収入につきましては、平成18年度30万5,000円、19年度30万円、おおむね年間30万円程度ということで推移をしてきておりますけれども、平成20年度の26万6,000円につきましては、当年度に1階、2階のトイレの改修を行ったということでございまして、これにより介助を理由にちょっと不便を来したんじゃないかということでの利用が減少したんじゃないかということのようです。

それと、平成22年度につきましては増加をしておりますけれども、サークル利用の増加というようなこと等を含めて、公会堂の改修工事が実施をされたということもあるようでして、そのときに公民館の会議室等の利用がふえたんじゃないかということのようです。基本的に

施設が34年ごろですか、古い施設等というふうなことも含めて、利用者自体は社会教育関係とか含めた講座とか、そういうふうな高齢者の利用者の方も多というふうなことですけれども、いずれにいたしましても、1階から2階、3階まで至る東口からのほうも含めて階段というふうなことでありまして、その辺が足腰がちょっと弱い方については不便というふうな状況も聞いております。それと、鉄柵とかいう状況で、ちょっとドアあたりも重たいという、そういうふうなこともあるようです。

続きまして、北部公園の使用料ですけれども、これについては以前、武雄市のほうの野球クラブあたりがよく利用していたということのようすけれども、急に利用が減ってきているということで、この分についてが、これは決算監査のときもちょっとやけに少ないなということで見えていたんですけれども、この辺がいわゆる市外からの利用が減ったんじゃないかということのようです。それとあわせて、雨等によるキャンセルもあったというふうに聞いております。その辺での収入の減というふうなことになっているようです。

それと、中央公園のテニスコートにつきましては、昼間は学生利用が多いというふうなことですけれども、ナイターでの利用につきましては、塩田工業生等の利用が、学校のほうのテニスコートで利用するというようなことになって減ったということとあわせて、一般の利用者の方の利用も減っているというふうな状況と聞いております。

それと、社会体育館についてですけれども、これについても、これも建ったのが昭和43年ぐらいでしたですかね。いずれにしても施設が古いというふうなことで、雨漏りや照明の修繕とか、そういうふうなことをしていつているということですが、利用者からの要望については、雨漏りがすることとか、ちょっと照明が暗いとか、外部にトイレが建っておりますけれども、そのトイレについてもちょっと古いというふうなことも含めて、照明が暗いとか、ちょっと汚いというような、そういうふうな部分でのお話があるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

13番神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ずっとる聞いたわけですが、住宅使用料につきましては、そのあたりの十分な対応を昨年からやられておりますので、今後、引き続き徴収に向けてまた努力をしていただきたいというふうに思います。

北部公園と中央公園のテニスコートがかなり利用者が減ってきているということで、やはりせっかくこれだけですね、特に北部公園なんかは、前回ですか、トイレの改修ということで予算までついて、かなり条件的にはよくなっている状況になっているんですよ。ですから、やはりこのあたりの利用者増に向けてしっかりいろんなPRをしていただいで使ってい

ただくように努力をしていただきたいと思います。

社会体育館がですよ、本当古い体育館の割にはかなり利用されているし、コンスタントに収入があっているわけですよ。それを考えたときに、先ほど課長が言われたように、まずはトイレなんですよ。あそこのトイレがやはり一番問題じゃないかなという気がします。特に男性はいいんですけども、女性の方が、やはりあそこ夜間トイレに行くにはかなりちょっと抵抗があるように思いますので、今年度、あるいは次年度あたりでやっぱりトイレ改修については十分御検討いただいて、改修あたりをしていただければ利用者がもっとふえるんじゃないかなという気がしますし、駐車場も今度、右手のほうも何年か前に整備をしていただきましたけれども、なかなかスペース的に厳しいところがございますので、そのあたりの駐車についてももう少し配慮ができるようであれば、今後とも配慮を考えた整備をしていただきたいと思います。まだまだ古い古いと言いながらも十分利用されておりますので、その点についてはもっとふえるように十分御検討をお願いしておきます。

次に移ります。もう歳出のほうに移ってまいりたいと思います。

歳出のほうに参りますが、総務費ということでお尋ねをします。71ページの財政管理費の中の13節、委託料、この中で事業仕分けということで上げられておったわけなんですけれども、このあたりの職員さんを配置されてやられたですよ。また、旅費関係によって研修等をやられたと思いますが、その事業仕分けをするために、いろんな諸問題関係をするためということで委託されたと思いますので、その結果、あるいは評価というものはどうであったのかということでお尋ねしたいと思います。

次に、75ページ、企業誘致費の中の、これが賃金、旅費、需用費が執行をされてはおりません。この理由についてお尋ねをしたいと思います。

続いて、76ページ、情報管理費の需用費なんですけど、この中で印刷製本費、これが予算額よりも増となったわけなんですけれども、このあたり、約10万円程度なんですけれども、どういう理由で上がったのか、お聞かせ願いたいと思います。

続いて、78ページ、地域振興事業費の補助金、ここに地域活性化協働事業ということであります。これはトータル予算は1,285万円でございますけれども、今回、増額となっております。この増額になった理由をお聞かせ願いたいと思います。

続いて、83ページ、83ページの戸籍住民基本台帳費の中のこれも需用費ですね。この中で不用額というふうな形でずっと出ておりますが、このあたりの不用額の内容をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、85ページ、これは参議院議員選挙費、この需用費の中で、やっぱり消耗品が予算額よりも大きくなっておるわけですよ。この点についても内容をお聞かせ願いたいと思います。また、賃借料についても機器の借上料が予算額よりも大きくなったわけなんですけど、この点についてもお尋ねをしたいと思います。

一応総務費ではこの7件についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

まず、事業仕分けについて御説明を申し上げたいと思います。

10月から派遣会社のほうから職員の派遣をお願いしたわけなんですけれども、この職員につきましては事業仕分けを専門とする職員ではなく、事務関係、事務補的な職員を雇用したという状況でございます。

それから、結果と評価でございますけれども、昨年度は、まず模擬の事業仕分けまでは行いたいという形で進めたわけなんです。それに伴いまして、事業仕分けを实际されている福岡市、飯塚市のほうに職員が実際にその場に研修に行ったわけなんです。

それから、各事業仕分けにつきまして事業の洗い出し、あるいはそこら辺の事業仕分けについての説明会を行ったわけなんです。対象事業は475事業もございまして、部課長さんのほうに部局外の部分について事業仕分けの対象となる事業を抽出していただきまして、約80事業程度の事業が上がってきたところでございます。私たちが模擬の事業仕分けを実施する運びを計画しておりましたけれども、皆様御存じのように、国のほうでも事業仕分けが開催されておりまして、その中で、やはり惑星探査の「はやぶさ」が帰ってきて、「はやぶさ」2については事業仕分けの中でなくなってしまったとか、次世代コンピューターは2位ではだめですかとかいう、事業仕分けそのものに対していろんな形でちょっと疑問が呈せられたところもございました。私たちがその中で模擬の事業仕分けを行おうと、仕分け人の方をマスコミの方にお願しようかなというふうに計画はしておりましたけれども、やはりなかなか事業仕分け人としていい御返答をいただけないという状況でございまして、ちょっと模擬的な事業仕分けは見送ったわけなんですけれども——という形が昨年度の事業でございまして、

また、昨年度福岡市とか飯塚市に職員が実際に事業仕分けを見に行った報告書を見ますと、やはり市民が行政の事業に関心を持っていただいたとか、あるいは職員の短時間で市民の皆様場で事業を説明するということの難しさとか、そういう今後の業務に生かせるような部分を勉強できたという報告もございまして、また、本来、この事業が本当に市民のための事業に必要かどうか、本来の必要性を感じることができたという報告書が上がってきているところでございます。

以上で報告を終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

企業誘致費、情報管理費に関する御質問についてお答えします。

企業誘致につきまして、予算執行がほとんどあっていないということで理由をお尋ねでございます。この件につきましては、平成22年度の嬉野市歳入歳出決算審査意見書の中で、監査委員様のほうからも気づいた点ということで、今後、積極的な取り組みが必要であるというような意見をいただいております。

まず、賃金につきまして、当初8万3,000円をお願いしておったところでございますが、実はこれにつきましては、ジーベック跡地の除草作業を賃金で支払うということで計上しておったわけでございますが、実際にはシルバー人材センターのほうにお願いしたものですから、このうち4万1,000円を委託料に流用し支出いたしております。

それから、旅費でございますが、昨年7月ごろからジーベック跡地について地元法人から購入希望のお話があっておりました。委員の皆様方に説明等を行いながら検討しておったわけでございますが、結果的に公募等に時間を割いてしまったということでございまして、そういうことと、現在、嬉野市有の企業を誘致する受け皿の整備ということではまだ整っていないということが大きく理由として上げられるかと思っております。そのようなことで、出張しての活動ができなかったという面がございます。

そして需用費につきましては、この企業誘致をするに当たってのお土産代ということで計上しておりましたので、そういった出張をしていないことで執行できていないということでございます。

なお、平成20年度はジーベック等に広島のほうに出張とか、21年度については水俣等への出張等がございました。22年度はちょっとなかったというような状況でございます。

続きまして、情報管理費の印刷製本費は予算額よりも増となったがという御質問でございます。

平成22年度中の情報の掲載料につきましては、市役所内、あるいは市民の方から掲載依頼がふえております。そのようなことで、21年度の一月当たりのページ数が約23ページから24ページぐらいただったかと思っておりますが、あと22年度が25ページ、26ページと、約2ページ分ふえております。そんなことで、市民の方へさまざまな情報を伝えたいということで、情報量の掲載を極力制限しなかったということで、印刷製本費のほうが例年よりふえることとなったところがございます。そのため、9万2,400円を流用して支出するということが増額となったことがございます。

以上で説明にかえさせていただきます。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

地域活性化協働事業の増額になったことについてお答えをいたします。

地域活性化協働事業については、平成19年度から本年度までの5カ年事業ということで県

の補助事業でございますけれども、総額5,000万円の中のいわゆる4年目の事業だったということで、全体事業が1,448万8,000円程度ですけれども、この中にいわゆるバリアフリーツアーセンターへの補助金の分とか、去年はユニバーサルデザイン全国大会がありましたけれども、そのときでの人に優しい食器を購入にしたとか、製作をしていただきましたけれども、その分とか、公共施設の里親制度とか、みんなのトイレとか含めまして事業としてはなっております。昨年において公共施設里親制度というのを一応7地区ということで前年度に募集をいたしまして、手を挙げていただきました7地区について予算を計上いたしておりましたけれども、このうちの3団体しか実際はしていただけなかったという部分がありまして、全体事業の中で、この分についてはいわゆる要望としてバリアフリーツアーセンターから情報系の機器の購入等がありましたので、その分について流用を行って、バリアフリーツアーセンターへの補助金として当初1,285万円でしたけれども、最終的にはいわゆる市の単独の維持管理費を含めた1,312万1,277円ということで支出したということでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

市民課長。

○市民課長（宮崎繁利君）

そしたら、お答えをさせていただきます。

83ページの住民基本台帳費の需用費の不用額ということでございますが、需用費の総額で95万5,637円の内訳につきましては、消耗品が79万7,062円ということです。これにつきましては、不用額の主な理由につきましては、住基カードのセキュリティーの強化が予定されておりましたが、結果的には変更がなかったということで未執行になりました。これは一応1,470円の500枚ということで73万5,000円が不用ということでなっております。

次に、印刷製本費の不用額ですけれども、これは15万7,775円ということで、不用額の主な理由といたしましては、住民基本台帳等の交付請求書の用紙の3色塗りを10万枚の15万7,500円予定しておりましたけれども、在庫があったため未執行になりました。

続いて、修繕費の不用額ですけれども、これ800円です。当初5万円で予算計上しておりましたけれども、塩田庁舎のレジ等のロール関係がちょっと不都合になりまして、修理を行った分の残でございます。これ合わせて90万5,637円の内訳になります。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

先ほどの地域活性化協働事業について、全体事業を1,312万1,277円で支払いをしたと申し上げましたけれども、バリアフリーツアーセンターには1,112万1,277円を支出したというこ

とで、200万円についてはみんなのトイレ分ということで、バリアフリースターセンターへの支払いではありませんので、訂正をいたします。

以上です。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（小野彰一君）

参議院選挙費についてお答えをいたしたいと思います。

需用費でございます。昨年7月11日に執行されました参議院選挙におきましての当初予算におきましては、啓発の関係の予算が計上をされておりました。といいますのは、この参議院選挙が例年、嬉野市旧町時代においても投票率が低いということで、啓発活動にもっと執行しなさいという県のほうからの指示もありました。その関係で、消耗品関係に啓発用のたすきを購入、あと啓発用のチラシとか、啓発をする際のボールペン等を配布するものに賃金のほうより13万5,000円総額で流用をさせていただいております。ほかに開票作業用のトレイとか、コピー用紙、プリンター、印刷機のトナー等の購入に流用させていただいた金額を充てております。

それと、14の賃借料でございますが、この中の資材機器の借上料が予算額よりも大きくなったということで、この理由としましては、携帯電話の借上料につきまして、一括で通信運搬費のほうに含めておりましたので、これはあくまでも携帯電話を借り上げるということで、使用料のほうに、その同じ節内で流用をさせてもらったものでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

まずは事業仕分けのほうからお尋ねをしていきたいと思いますが、課長のほうから、模倣的ということでやられて、一応80事業ほど部課長さんたちの会議の中で事業としては上げられたということでございますが、この中で、どっちにしろ完全な仕分け作業というまでは多分っていないということは私も理解するわけですよ。私の個人的な考えは、この事業仕分けについては否定的立場で前回も質問したところなんですけれども、そういうふうに職員さんたちが意識を持って事業の中身を考えるということについては、逆にもっとやってほしいというふうな逆な考えを持っているわけなんです。そういう中で、80事業ほどやられたという中で、この中で、これとこれについてはやはりもっと中身を精査したほうがいいんじゃないかというふうな事業が仮にあったのかどうかですね。その点についてもしあったのであれば、代表的な事業をちょっとお聞かせ願いたいということでございます。それがもしあったとすれば、今年度の23年度、あるいは来年度の24年度にどのように生かせるのかなとい

うふうにちょっと思うわけでございます。

職員さんが2カ所現地視察をされたというふうにお聞きしたわけですが、それによって事業仕分けそのもの、これ市民の方に関心を持ってもらったということと、職員が結局、仕分け人という方にどういう事業なのかという内容の報告がかなり難しさがあったということで、職員研修については、研修の中身についてかなり意義があったということで先ほど御答弁いただいたわけですが。となると、私は事業仕分けそのものについては反対なんですけれども、こういうふうに事業を自分たちで精査するという取り組みについては、先ほど言いましたように、もっとやっていただきたいということで思うわけですが、今年度あくまでも事業仕分けをしたいという、その一つの模擬的なやつで予算をつけられたわけですよ。言い方を変えれば、委託料、人材派遣の分、あるいは旅費の分というふうには。これがもしいいとすればですよ、そういう研修の取り組みがいいとするならば、やはり23年度、今年度、あるいは24年度についても職員の研修というものは必要じゃないかなという気がするわけなんですけれども、事業仕分けというわけじゃなくて、職員の中の皆さんが事業の中をもっと精査するための研修というものは、先進地の視察であるとか、あるいはもう部課長さんたちのそういうふうな絞り込みであるとか、そういうことはまたやるべきじゃないかなという気がするわけなんですけれども、その点についての今後の活動方針はどうなんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○13番（神近勝彦君）

ちょっと待ってください。その次ずっと、済みません。

企業誘致について次が質問いたします。

企業誘致については、嬉野市自体に市所有のそういうふうな企業を誘致するような土地がなかったということで、いろんなところに結局、企業誘致の旅費関係の支出がなかったというふうにおっしゃいましたけれども、これ何年前だったと思いますが、現在の久間地区の工業団地の選定をするに当たって、嬉野市内全体のいろんな民地関係もたしか調査をされた経緯があると思うんですよ。ですから、市有地に限らず、個人さん所有の民有地もあるわけですよ。そういう中で、全く22年度活動されなかったというのは、やはり嬉野市が企業誘致についてはもう意欲がないとしかちょっと判断ができないわけなんですよね。そうなったときに、そんなら23年度もうどうなんだということが出てくるわけですよ。4月から現在のところ9月ですので、まだ上半期の後半なんですけれども、この中で、そんなら企業誘致について積極的に今動いていらっしゃるのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

その次の情報管理の分なんですけれども、これ市報ですよ。多分2ページほどふやしたということは、これ何月からふやされたんですかね。もしそういうふうなふやされたことに

関して私異議があるわけじゃないんですよ。疑義があるわけじゃないです。逆にさっき課長が言われたように、市民の御意見とかなんとかをもっと掲載したいということについては十分理解をするんですけれども、予算計上上ですよ、もし仮にこれが早目にそういうふうな方針を打ち出されたのであれば、要は、もっと早目に補正をかけられてもよかったんじゃないかなと、印刷製本関係はですね。そのように感じたわけなんですよ。あくまでも流用という形の中でされているものですから、今回、質問させていただいたわけなんですけれども、そのあたりも補正をかけられてもよかったんじゃないかなという気がしてなりません。

次に、地域振興事業費の中のこの補助金の分が、バリアフリーツアースセンターへの分ですね。どう考えていいのかちょっと私もわかりづらかったんですよ。補助金もふやされていますよね。先ほど御答弁の中で、情報処理関係の中で要望があったから、その分は流用して増額をされたということなんですけれども、その分はどうなるんですか。これは県の分の補助と市の分の補助の二本立ての補助ですよ、バリアフリーツアースセンターの分。ですから、当初の嬉野市が出す補助金がふえたんですかね。それとも県の補助金の分が結局、里親制度の7件が3件になったと。ですから、どれぐらいですか、約30万円ちょっとですかね、それが多分余ったと。ですから、その分を流用して映像関係のほうに流用されたのかなんですよ。

私が懸念しているのは、嬉野が出す補助金ももしふえたのであれば、補助金をふやすというところが本当にいいのかなというような形の中で、県の予算の補助金の中の内部の流用であれば問題ないと思うんですけれども、市の単独の補助金の中で、もし当初予算よりも上乘せの補助金を出されて、それも流用しながら出されたとなれば、それは補助金の交付について、何かちょっと私は疑問を感じるわけなんですけれども、もう一回そのあたりをお教え願いたいと思うんですよ。

次に、戸籍住民のほうの、どれでしたかね、住基ICカードの分ですね。そんなセキュリティの強化をしなくても問題ないですよ。そんなら、23年度でやはりしなければいけなかったとか、24年度はまたしなければいけなかったという問題でないですよ。あくまでも現在の形の中でバージョンアップ、強化というものは問題はないと考えていいのかなどうかをもう一回お尋ねしたいと思います。

次に、参議院選挙、これは市の予算というものはほとんど発生しないと思うんですけれども、県のほうからそういうふうな話があったからということで、流用して啓発のほうに予算を流用したというのが、ちょっと考え方がおかしいんじゃないかなという気がしてなりません。やはり最初からそういうふうなたすきとかなんとかと言われましたけれども、そういうことはやっぱり投票率のアップということで当初から考えておくべきだろうと思います。携帯電話の件については、そのときの指摘があって、用途は違うという指摘の中で変えられたということで理解はするんですけれども、啓発について予算が計上していなかったというこ

と自体が、やはり最初の予算組みの中で問題があったんじゃないかなという気がしてなりません。

一応その点についてお尋ねをします。

○議長（太田重喜君）

答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

御返答申し上げます。

まず、八十数事業に絞り込んだわけなんですけれども、この絞り込み、まず模擬の事業仕分けを行うために、全体の475の事業から絞り込んだわけなんですけれども、部局外、担当外の部課長さんから事業を短時間に選んでいただいたという経緯でございますので、やはり十分な精査が行われたというものではございません。やはり模擬的な部分もございましたので、短時間に行ったという分でございますので、事業についてこれが代替するとか、そういうのはちょっと私のほうでは申し上げることは難しいかなと思っております。

それから、今後の研修等につきましてですけれども、やはりこの事業仕分けそのものは、市民の皆様との行政サービスの情報の共有化が後ろにあるんじゃないかなというふうに思っております。それで、やはりこの情報をいかに市民の皆様に出していくかという方法がございますけれども、やはりもう少しそんなに予算規模は大きくならないんですけれども、どういものが市の事業として必要か、あるいは公が持ちながら民へできる部分とか、民から民への部分とか、いろんな形があるかと思っておりますので、そこら辺の市民の皆さんへの情報の公開の研修、やはりここら辺をもっとやっていかなければ、この事業仕分けそのものが単なるセレモニー的な部分になってくるんじゃないかなということでございますので、するかしないかは今後の課題でございますけれども、やはり一つ一つ事業について、市民の皆さんの本当の事業にする研修とかは今後も職員に対して必要ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えします。

市の所有地がなかったということの一つの理由に上げましたけれども、その前に、久間地区の工業団地選定に当たっては私有地等の調査もあったんじゃないかということで、もちろんそういうふうなことで、私有地につきましても工場等の誘致に適した部分につきましては、佐賀県の企業立地課のほうへ情報を提供しながら照会といいますか、そういう形ではやっております。そのようなことで、市のほうにも幾つかの問い合わせというのは実際ございます。

例えば、それに当たってはかなり条件をつけてこられるわけで、例えば、既に建物が建っているとすれば、クレーンがついていたらいいとか、あるいは温泉のお湯を利用してお湯を沸かしたいとか、そういったこともあって、なかなか民有地、あるいは市有地にそういったところがあるかという、該当する分はないということで、それ以上の進展がないという部分がございます。

そのようなことで、23年度をどう考えているかということでございますが、先ほど申したように、民有地のほうでちょっとそういった情報がございまして、民有地の所有者の方の情報等も得ながら、市としても動いてみたいと考えておるところでございます。

それから、市報の件でございますが、何月号からページがふえたかということではございませんで、例えば、6月は前年に比べて6ページふえたとか、7月になったら4ページ減ったとか、いろいろございまして、補正をするということまでに至らないところで、結果的にふえてしまったというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

地域活性化協働事業の補助金の増についてということでの答えをいたします。

先ほど申しましたけれども、22年度のいわゆる補助対象の総事業費としては1,448万8,000円ということで、そのうちの2分の1補助ということで、県のほうから724万2,000円の補助金が支給をされます。残りは市の負担ということになります。それにあわせて単独でのいわゆる施設の維持管理関係で100万円支出をいたしまして、合わせて昨年度1,112万1,277円ということになっておりますけれども、この県事業の1,448万8,000円の中に、先ほど申しました人に優しい食器の分とか、公共施設の里親制度の分とか、みんなのトイレとか入っているわけですし、この市で支出していたものを、手を挙げていただいた方が結局実施に至らなかったという分の予算について、市で支出すべき予定をしていたものを、その分の要望があったものを購入していただくということで、バリアフリースペースセンターに補助金として増額して支出をしたということでして、総額の全体事業の中では変わらないという中で、その中身でちょっと調整をしたという、そういうふうな状況ということでお答えとしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市民課長。

○市民課長（宮崎繁利君）

お答えいたします。

先ほど議員のほうから住基カードのバージョンアップをしなくても問題はないかということですが、まさしくそのとおりでございまして、経過といたしましては、住民基本台帳カードに関する技術的基準が平成21年の4月20日に施行されまして、21年度本市におきましても8月に新住基カードを購入しているところでございます。

ちなみに、住基カードの左サイドのほうに住基カード共通ロゴマークということで、住民基本台帳カードということで刻印をされておりますけれども、これが偽造防止措置等になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（小野彰一君）

参議院選挙につきましての啓発ということでお尋ねと思います。

この選挙の啓発につきましては、参議院選挙の執行経費の中に、今回、啓発推進委託費ということで組み込まれております。これにつきましてちょっと私の聞き及んでいるところには、今回といたしますか、この参議院が初めてだったんじゃないだろうかということで聞いております。その関係で、通常、当初予算のほうでも選挙啓発費として2目のほうに計上というのか、予算要求して計上しているわけですがけれども、通常選挙だったら、この2目のほうの選挙啓発費のほうで啓発の分については執行するわけですがけれども、今回の参議院選挙におきましては、県の委託費の中の啓発推進費のほうで執行させていただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

2点ほどお尋ねをしたわけなんですけれども、バリアフリースペースの補助金だけがちょっとまだ私理解ができておりません。というのが、4地区の分が減額になった、30万8,000円ですよ。その分がバリアフリースペースの映像関係の要望で流用されたわけですよ。ですから、となると、バリアフリースペースの補助金はその分30万8,000円が間違いなくふえたということですよ、間違いなくですね。ですから、補助金が結局、流用によってふえたというのが本当に適切だったのかというのが、ちょっと私が今、頭が混乱していますのでちょっとわからないところなんで、それはもう所管の総務の委員会のおきに再度お尋ねをしていただくようにちょっとお願いをしていきたいと思っております。

次、移ります。次は衛生費のほうに移ります。

99ページですね。保健衛生費の総務費の補助金の中に、この中に、申しわけない。補助金じゃないですね。使用料とか備品購入費ということで上がっていますね。申しわけござい

せん。その中で、一応AEDの設置ということで上がっております。それから、当初予算は補助金で上がっておったのか。上がっておりますが、そのあたりが16万9,000円の予算計上があったわけですよ。決算を見るとないわけですので、多分この分については希望者がなかったということで理解はするんですが、それでは、不特定多数の人が集まる施設、特に民間ですよ——の設置状況というのはどうなっているのかなど、そういう点についてお尋ねをしたいと思います。

次、100ページになります。100ページの健康増進費、これの委託料の中で、健康増進事業健康診査、これの執行率がかなり低いわけなんですけれども、この理由と、このような結果を見て、23年度の取り組みとしてはどういうふうになされているのかをお尋ねしたいと思います。

次に、107ページの分でし尿処理費ですね。この役務費、この分は通信運搬費111万円、これは満額一応決算でいくと使われているというふうになります。そうすると、これし尿処理費の中では多分足りていなかったと思うんですよ。111万円ではもう完全に予算なくなっていますから。これがどの程度最終的には通信運搬費として計上になって、オーバーした分、し尿処理費の分の通信運搬費が仮に150万円だったと仮定したときに、残りの39万円はどこかで多分対応してあるはずなんですよ。多分私の考えでは総務課だろうという気がするわけなんですけれども、そういうふうな使い方というのはどういうふうになるんでしょうか。

一応この3点をお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

緊急用機器設置は16万9,000円予算計上であったが、未執行となっている。希望者がいなかったものと思うが、不特定多数の人が集まっている施設の設置状況はどのような状況かについてお答えをいたします。

自動体外式除細動器設置につきましては、市の自動体外式除細動器購入費補助金交付要綱によって実施をしております。これは、市内の宿泊施設に広く普及し、観光客の安心・安全に寄与するために、平成18年度から取り組んでおります。平成18年度は3件、平成19年度1件、平成20年度1件、平成21年度1件の申請があっておりますが、平成22年度は宿泊施設、事業所からの申請はございませんでした。

続きまして、不特定多数の人が集まっている施設の設置状況ということですが、AEDの設置状況については市では把握はしておりませんが、佐賀県のホームページのAED設置情報では、市内の公共施設を含めて32施設に設置がなされております。

続きまして、健康増進事業健康診査の執行額は低い。その理由と今後の対応はどうするかということにお答えをいたします。

委託料は歯周疾患検診、集団ですが、歯科医師及び肝炎ウイルス検診、これも集団となっています。歯科医への委託料は20人分を予算計上しておりましたが、検診を日曜日に2回開催したことや、歯科医の都合が悪くて、実績で11人分の支出になりました。肝炎ウイルス検診につきましては、平成21年度から肝炎ウイルス検診の調査を実施しており、平成21年度はB型、C型の受診者が255人あったため、当初予算も250人分を計上しておりました。平成22年度は新たに40歳になられる方が対象となりますが、B型、C型の受診者が127人となりました。

今後の対応といたしましては、歯周疾患検診につきましては、平成23年度から40歳、50歳、60歳、70歳の節目の方を対象に歯科医院での個別検診といたしました。肝炎ウイルス検診につきましては、これまでどおり健康づくり検診の集団検診とあわせて実施をいたしますが、40歳以上の方で受診されていない方への啓発等を市報やホットステーション等を通じて周知を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（小野彰一君）

し尿処理費の役務費についてでございます。通信運搬費が111万円執行されております。この金額につきましては後納郵便料というふうになりますが、し尿処理費におきましては、全体の実績額をもってし尿処理費のほうに、例えば、22年度では111万円予算計上をお願いするというふうなことで、総務のほうの担当より予算計上の際にお願いしているものでございます。

全体の総費用ということでございますが、一般会計、特別会計と合わせまして、2,457万2,584円を後納郵便料として支出しているところです。それで、一般会計、特別会計等いろいろあるわけですが、一般会計におきましては1,523万234円、国保会計におきまして538万6,280円、後期高齢会計におきましては179万4,700円、農集会計12万9,820円、公共下水道61万2,600円、それと水道事業会計が141万8,950円、トータルで2,457万2,584円となっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

次に移ります。次は農林水産費のほうに移ります。

112ページになりますか、農業振興費の中の補助金の農地利用集積事業というのがあると思うんですが、これは9月に100万円の補正を行ったわけなんですけれども、決算では14万

3,360円の実績ということで、希望者が少なかったということで理解はするんですが、これ制度として何か問題があるんじゃないかなという気がしてならないんですよ。ですから、その問題点が何なのかお尋ねをしたいのと、それから農林業後継者研修事業、これ執行があっておりません。これも多分希望者がいなかったものと思うんですけども、これも何か制度的に問題があるんじゃないかなという気がするわけです。

まず、農業振興費についてはこの2点お尋ねをします。

それから、117ページ、農業農村整備費繰出金、これ農排のほうに繰出金として3月補正では2億4,804万4,000円ということでされておったわけなんですけれども、決算ではその中からまた1,000万円不用というふうな形になっております。この理由をお尋ねしたいと思います。

続いて、120ページ、造林費、役務費の中で手数料、公有林整備なんですけれども、30万円計上されておられました。これも未執行となっているわけなんですけれども、この未執行の理由についてお尋ねをしたいと思います。

以上、農林については4点ですか、お願いいたします。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えをいたします。

まず、農業振興費の2点についてお答え申し上げます。

まず、農地利用集積事業の制度として問題はないかという御質問でございますが、本事業の交付対象については、当初国からあった説明では新規の利用設定であること、また、借り手が近くに耕作地を持っていること、それから、6年以上の継続した耕作がなされることなどを行えば、10アール当たり2万円の交付金が農地利用集積円滑化団体に対して交付され、その用途については、その円滑化団体にゆだねられるということになっておりました。

しかしながら、採択要件についての詳細な国からの説明が少なく、本事業が開催される直前の10月ごろになりまして、営農組合員は交付の対象外、また、交付対象農地の距離要件等も当初よりかなり厳しくなりまして、県並びに市町も非常に困ってしまったのが現状でありまして、そのため、要件から外れたため、予算執行ができずに不用額が多く出てしまったというふうなことでございます。

それから、もう1点の農業後継者研修事業の執行があっていないということでございますが、この事業につきましては、就農時に必要な知識や技術の習得を促し、研修終了後に円滑に就農できることを目的として、嬉野市に在住する人の師弟で、指定研究機関の佐賀県の農業大学校、それから佐賀県茶業試験場、それから、静岡県にございます独立行政法人の農業技術研究機構野菜茶業研修所などにおいて、1年以上研修を受けた人に対して1人当たり6

万円を支給する事業でございます。平成21年度につきましては2名の方が申請をされておりましたけれども、22年度については申請者がなかったための未執行となっております。

続きまして、農業農村整備費繰出金の1,000万円の不用額となった理由ということでございますが、馬場下の管理費でございますが、汚泥引き抜きの時期が翌年度にずれただため250万円の不用額、また、整備費の入札減によります150万円の不用額、また、もう一つが起債償還利子で、平成21年度事業の一部を平成22年度へ繰り越したため、21年度起債借り入れが減額になりまして、そのため22年度の利子が600万円不用になったと。合わせまして1,000万円の不用となっております。

続きまして、造林費でございます。役務費の手数料30万円が未執行ということでございますが、この手数料は公有林整備でございます。市有林の状況把握のため毎木調査の予算を計上しておりましたが、調査人の人が体調を崩されまして、その回復をされるのを待っておりましたけれども、平成22年度中には回復をされませんで、未執行となっております。この方は全市有林の状況を把握されておまして、また、別に委託料で公有林整備の委託をお願いしている業者の人たちに同行をいたしまして、市有林の境界確認及び雑木等の伐採を指導しながら調査を実施していただいております。平成22年度においては、病気のため委託した業者のみで実施されておりますが、わからないところ等については電話等で連絡をとりながら事業をされたということでございます。なお、今年度につきましては、来月ぐらいから実施をしていただける予定となっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

農地利用集積事業については、かなり国の基準が厳しくなったということで御答弁をいただいたわけなんですけれども、そしたら、制度的に本当にいい制度なのかどうなのかというところがあると思うんですよね。この点について、やはり改善すべき点があれば、県と一緒に国の方に改善等の要望をされたほうが、せつかくこういうふうな制度をされるのであれば、利用ができる制度というふうに変えていかなければならないと思うんですよね。そのあたりの活動をやってください。

次に、農林業の後継者研修制度、21年度は2名あった、22年度はなかったということなんですけれども、これやはりそういうふうな農業大学校とか、静岡のほうとか、そういうところまではやはり今の後継者の人たちは行かないということなんでしょうか。それとも、補助制度が6万円ですかね、このあたりまで使わなくてもいいという考えなのか、ちょっとそのあたりだけ再確認をさせていただきたいと思います。

農排については、これはもう担当の所管のほうでもう一回聞いていただきたいなど。ここ

でちょっと理解できませんので、よろしく願いいたします。

造林費の件なんですけれども、22年度は体調を崩されてできなかったということで理解はするんですけれども、そしたら、その方がですよ、言い方を変えれば、体調が今後もすぐれないということになったときに、先ほど課長が言われた境界とか、そういうところの結局確認ですよ。やはりこういうところも後継者という一つの課題があるんじゃないかなと。業者の委託は委託としていろんな間伐材の伐採とかされていると思うんですけれども、やはり市有林、民地との境界線とか、そういうところのやはり把握は職員がすべきであろうと思うんですけれども、なかなかそのあたりが難しいから、こういうところで調査人さんの制度という形でやられていると思うんで、後継者という形でやはり育てていくべきじゃないかなという気がしますが、この点についてはもう一度御答弁をいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

農集排のほうからお答えします。

117ページの農業農村整備費繰出金、これについての御質問で、農業集落排水事業への繰出金が1,000万円不用額で上がっているという御質問でございますが、今申しましたように、3点理由がございます。まず第1点目は、その前に、申しわけございません。その前に、一般会計繰入金にいたしましては当初予算で2億2,037万7,000円ございました。それが12月補正、それから、3月補正という補正をいたしまして、最終的に年度末の予算額が議員申されておりますように2億4,844万円、決算額で2億3,844万円ということとなっております。理由といたしましては、管理費の馬場下の部分について、今さっきの答弁では250万円の減になったということでございますが、この分につきましては、委託料の馬場下についての汚泥引き抜き料ですね、汚泥の処分費でございます。それが馬場下処理場におきましては、大体汚泥を引き抜く前に汚泥貯留槽というところに移送いたします。その汚泥貯留槽の貯留する容量取り扱いがございまして、それでオーバーした分を搬出するというところでございまして、定期的に何月に排出するというふうなことではございまして、不定期であるということで、それがたまたま平成22年度におきましては量が少なくて、多分23年度の4月か5月には引き抜いておるということでございますので、年度で幾ら引き抜くよと予想は立てておりますが、実際は違います。そういったところでその差が出てきたということでございます。

それと、2番目の整備費の150万円の減ということでございますが、このことにつきましては、先ほど入札減というふうな説明がございましたが、これは末端1個分が単独事業でございます。末端1個が起債事業で単独事業でございます、その分が単独事業が少なくなったということで御理解いただければと思います。この分につきましては、本来であれば補正で減にすべきところをしていなかったということでございます。

それと、次、3番目の公債費の利子でございます。この分については600万円大幅な不用額が残ったということでございますけれども、この分につきましては繰越明許費かれこれがございます、当初平成22年度の予算を組むときには、それが何といたしますか、見込みで予算を、特に利子、元金はわかりますが、利子のほうは繰り越しかれこれございますが、かなり見込みと違ってきております。そういったことで、一応この明許繰越部分が2億5,240万円という起債の下水道債ですね、それを明許繰り越ししております。その分が恐らく、本来であれば減額補正をするべきであったと思いますけれども、600万円ということですが、正確に言いますと622万1,156円ということで、これも最終的といいますか、それこそ12月の補正予算を組むときにはまだちょっと確定をしていなかったということで、この分が残ったということでございます。今後といたしましては、精査をいたしまして、なるべく早いときにわかりましたら補正で対応していきたいと考えておりますし、また、財政のほうとも協議をいたしまして、不用額を残さないように努力をしていきたいと、このように思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

農地利用集積事業の制度としての問題点ということでございます。この事業につきましては、まず、先ほど説明した中で、実績を残すために、1月ごろに啓発用のパンフレット等を作成する予定でしたけれども、12月末に農業戸別所得補償制度の説明会が実施されまして、平成23年度、今年度からはこの事業が戸別所得補償制度に組み込まれまして、22年度の利用実績事業につきましては単年度の事業となりましたために、うち独自では農家へパンフレット等をつくらないで、個別に農家へ説明をいたしました。そのための実績でございます。

（「あと造林費」と呼ぶ者あり）

それと、もう少し国、県を通じまして、要綱等の簡略化について要望等をしているところでございます。

続きまして、農業後継者の加入促進につきましては、新規就農予定者に対しましてPR等は逐次推進をしているところでございます。たまたま平成22年度については申請者がおられなかったということでございます。

それから、造林費の調査人の後継者の問題でございますけれども、公有林の委託をした業者の人たちと申しましたけれども、その方のお一人ですけれども、この方もよく市有林を把握されておりまして、後継者としては適任な方だと思われましてけれども、もう1つ、私どもが実施しております継続事業でございますけれども、市有林施業データ更新事業ですか、この事業につきまして、GPSを利用しまして台帳作成を実施しておりまして、それができれば機器をもって市有林等の境界等の確認はできるものと思われまして。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

造林費の部分だけちょっと再質問をしますが、先ほど言われたように、GPSを使つての航空写真とかのあののかなという気がするんですけども、あくまでも地図上と現地は若干ずれが出ますよね、どうしてもですね。山間部において大きなトラブルは起きないとは思いますが、やはり現地の境界を知っているか知っていないかというのはかなり今後違ってくると思いますので、先ほど課長言われたように、言われたのは西部林業さんですかね、その中にお一人いらっしゃるということでしょうけれども、その方が仮に会社を退職されていなくなった場合、また境界等を十分知っている方がいなくなるわけですよね。ですから、私としては、市がある程度臨時的にでもいいから、もうそういう山間部の市有地の境界というものを十分把握された後継者というものは確実に把握をしていただくように人材だけは確保すべきだろうと思いますので、そのあたりについては今後の課題として検討をお願いします。

次、土木費に移ります。もう時間ありませんので。

土木費の127ページ、道路橋りょう維持費の使用料なんですけど、機械借上料、これが9月補正で330万1,000円に増額をされたわけなんです。決算の備考欄には新たに機械・OA機器リース料というふうにあるわけなんですけれども、この9月の補正のときに私がお聞きしたのは、橋梁の調査がふえたと。そのためによって機械の借上げがふえるんですよという説明を私は9月の補正のときに受けた記憶があるんですよ。ですから、そのあたりが若干この予算の増額とどういう絡みがあるのかなという気がするもんですから、お尋ねをしたいと思います。

1点だけです。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

127ページの14節、使用料及び賃借料です。まず、この中のOA機器リース料につい

てということですが、リース料につきましては121万5,000円を占めております。それと、私の記憶では、9月の補正時点で130万円程度補正を行っておりますけれども、これにつきましては、昨年が梅雨前線豪雨等で4月から6月までで既に重機借り上げの予算を使ってしまったといったことで、その後を考えれば、これは手当てをしていくべきじゃないかというふうなことで、主に重機借り上げの分につきまして補正を行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

小っちゃい部分はもう所管のほうに任せます。

次、もう消防費のほうに移ります。

消防費、135ページの委託料なんですけれども、この中に当初予算が143万4,000円で、防災行政無線費です。その中の委託料が、当初予算が143万4,000円で、決算が163万1,900円というふうに増額になっているんですけれども、この内容的にはどうなっているんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（小野彰一君）

お答えします。

保守点検業務というのがございますが、金額の増につきましては、ここの防災行政無線の保守点検業務とあわせて再免許更新の業務を行っております。この再免許更新の業務の予算が今回、143万4,000円と163万1,900円の差額の分が再免許更新業務の委託料として同じ節内で流用をかけたままに執行しているところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

再免許更新業務の分はですよ、途中で何か制度が変わったんですかね。それとも、当初予算計上がされていなくて、急遽こういうふうに流用という形でされたんですかね。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（小野彰一君）

お答えします。

この再免許更新申請につきましては、5年に1回というふうな免許申請するわけでございますが、議員御発言のように、当初予算のほうで額に漏れがあったということでございます。

それで、同じ節内で流用させていただいております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

次は社会教育費のほうに移りたいと思います。

所管外で質問したいんですが、155ページ、社会教育総務費の、これは費用弁償になりま
すかね。この中で、6月補正で26万3,000円に増額をされたんですけども、決算では9万
……

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

そしたら、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（太田重喜君）

質疑の途中でございますが、これで神近勝彦議員の質疑を終わります。

質疑の途中ですが、13時まで休憩いたしたいと思います。

午前11時56分 休憩

午後1時4分 再開

○議長（太田重喜君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、8番梶原睦也議員の発言を許します。

○8番（梶原睦也君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い申し上げさせていただきます。

まず、民生費の歳出、決算書89ページ、社会福祉費の負担金、補助及び交付金についてで
ございます。

まず、地域・介護福祉空間整備等施設整備事業580万5,000円、これについての効果につい
て、まず質問いたします。

続きまして、決算書90ページ、障害者福祉費、負担金、補助及び交付金、これの障害者自
立支援基金特別対策事業204万円に対して、この効果と内訳、どういう部分に使われたのか

ということについてお伺いします。

続きまして、決算書91ページ、扶助費、施設運営円滑化事業は、当初予算で600万円、昨年度実績では545万5,497円でしたが、当初予算等に比べて減額になっておりますけれども、その理由についてお伺いいたします。

続きまして、決算書91ページ、老人福祉費、緊急通報システムの入札につきましてはどのような方法でなされたのか、この入札の時期というのはどのようになっているのか、また、この緊急通報システムを今回導入いたしまして、不足等、要するにこれを待たれている方とか、そういう方はいっしょになかったのか、その点についてお伺いいたします。

続きまして、決算書92ページ、委託料でございます。

食の自立支援事業の利用状況、これを実施いたしましてその効果、またそれに対する不足等がなかったのか、その点についてお伺いいたします。

続きまして、決算書の95ページです。

これは成果説明資料では96ページという記述がございましたので、多分これは間違いじゃないかなと思って指摘しておきます。

児童福祉費、母子福祉費の委託料……あ、済みません、これは削除をいたしましたので、申しわけないです。96ページ、母子福祉費、扶助費、母子家庭高等技能訓練促進事業というのは、当初の見込みよりも若干でございますがふえておりますけれども、そのことと、そして、その成果と今後の啓発活動はどのようにされるのか。

この点について、以上、民生費の分についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

失礼します。

たくさん質問をいただいておりますので、私と福祉課長とちょっと分けてお答えをしたいと思います。緊急通報システムまでは私がお答えをしたいと思います。

一番最初の地域共生ステーションについてはもうよろしいでしょうか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

それでは、地域・介護福祉空間整備等施設整備事業ということですが、これはもともと国の法律で地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律というのがございます。それに沿って地域・介護福祉空間整備等交付金及び地域・介護福祉空間推進交付金実施要綱というのが国にありまして、またそれを受けて佐賀県がそのメニューの中から佐賀県で実施できるものを要綱で整備をしております。それで、嬉野市当局としても、補助金交付要綱のNo. 3のほうですけれども、その415ページのほうに掲載をしておりますけれども、嬉野市地域・介護福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱ということで記載をし

ております。

この内容は、地域密着型サービスとか介護予防拠点など、市町村内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点を整備するための交付金事業ということになります。

今回、平成22年度に行ったものは、そのメニューの中で、スプリンクラーの設置について補助をいたしております。これは、消防法が改正になっておりまして、これまではスプリンクラーの設置義務というのが、施設面積が1,000平米以上であったものが275平米以上に改正になったためにこの補助が設けられております。それで、2施設がこの補助を受けて設置をしております。補助基本額というのは、1平方メートル当たり9,000円、工事費の実支出額と比較して安価な額を補助するということになりますけれども、通常、工事費のほうが高額になっているようでございます。

効果ということでございますけれども、スプリンクラーの設置ですので、要するに安全・安心のために設置されているものということで、その補助を受けてできたということでしょうから有事に備えることができるということかと思えます。

次に、事務処理安定化支援事業、平成18年度から自立支援法が施行されましたけれども、それまでも障害者三法といいますけれども、身体障害者、精神障害者、知的障害者ですね、この方たちが施設に入所したり利用したりということであってございましたけれども、その既存の施設が法律に沿って安定した運営が行えるようにということで、施設へ各種暫定的な補助をしております。そのうちの一つの補助事業になります。内容は、法改正に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置すると。このことによって、利用者の負担の上限額でありますとか、管理、請求事務、または指定申請などの事務処理を適正に実施するというこのために利用者に対しては安定したサービスができるようにということで設けられた補助制度であります。

内容はといいますと、定員60人以下の施設は事務職員を常勤換算で2人以上配置していること、こういう施設に対しては、利用者1人当たり2万円を補助しております。定員60人から80人以下のところに対しては、事務職員が同じように常勤換算で3人以上配置していることとなります。これは、利用者1人当たり1万5,000円の補助をします。次、80人以上のところについては、事務職員が4人以上配置することということになっておりまして、利用者1人当たりに1万円補助をするという制度でございます。これは平成21年度から23年度までの間に1事業者1回限りの補助ということになります。それで、この補助を受けて移行をスムーズにすると、事務処理をスムーズにするということのために補助をやっておりますので、これは、それを受けた施設については、そのために費用を使っておられるというふうに思います。

次に、地域移行支度経費支援事業、これは、これまでに2年以上継続して入所施設とか精神科病院等におられた方が地域生活へ移行をするために、ケアホーム、グループホーム、福

社ホームに移行をするわけですが、移行をする際に1人当たり3万円以内の補助を行うという事業でございます。これが、該当者が1名おられて3万円を交付いたしましたということでございます。

次に、施設運営円滑化事業ですが、この事業は、自立支援法の施行に伴って既存施設の事業運営が急激な変化を余儀なくされていると、そういう事業者に対して従前の月払いによる報酬額を90%保証するというので、新体系に移行した場合でのその90%を保証して事業所の安定的な運営を図るというためのものになります。

この自立支援法ができて一番施設が困っておられるのが、これまで月割りで施設の利用料をもらっておられたのが、日割りで施設からもらわれるということになると、毎月の収入が不安定になるわけですね。極端な話をすれば、病気をしたり、例えばインフルエンザにかかったりということがあれば、利用者が少なくなって収入が少なくなるということですが、そういうことがあっても従前の90%を保証しようということの補助金です。それで、平成20年度が862万8,000円程度、そして21年度は545万5,000円、それと22年度が365万2,978円ですが、少しずつ少なくなっております。これは、要するに90%以上の施設が少しずつふえてきたということだと思います。今年度は5カ月分の支給でも200万円程度ですので、若干、前年度よりも決算見込みとしては少しふえるのかなと思いますが、あと下半期の様子を見ないとちょっとまだわからないと思っております。

次に、4番目の緊急通報システムのことに移ります。

緊急通報システムの入札は機器が特殊なものでありますので、その機器を納品できる2社を指名して競争入札で行いました。9月末までに入札を行っております。私の手帳で見れば9月24日というふうに記載しておりますけれども、このときは16台更新をしております。しかし、この16台というのは耐用年数を過ぎた機器だけですので、新しい、例えば、待っておられる方にこの機器が行っているということではなくて古い機器を更新ただけでございます。この時点でまだ10人の方が待っておられましたけれども、この時点ではまだ解消できずにおりました。今年度、15年度購入して5台は古い機械の更新になりますけれども、10台は増加分になります。今年度の増加分で待機者の解消ができております。

今後は、高齢化社会が進展していくということでございますので、ひとり暮らし老人の安全・安心には重要なアイテムといえますか用具になりますので、継続的に定期的な購入を考えていきたいということで中期財政計画にも出しております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後1時19分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（太田重喜君）

再開いたします。

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えいたします。

まず、食の自立支援事業関係でございますけれども、平成22年度で85名の方が御利用いただいております。1食450円ということで全体で1万78食を御提供申し上げております。

利用状況と今後の見通しということでございますけれども、利用者の御意見といたしまして、回数をふやしてほしいという御意見、それから、少しもう食べ飽いたですよというふうな御意見、両方ございます。そういう中で、平成23年度中でございますが、この回数をふやすことができるのか、好ましいのか、その辺を御検討いたしております。この回数につきましては、食の自立支援サービス基準に基づきまして回数を決定いたしております。週1回から週6回の段階ございますが、これによって配食の御提供をいたしております。

続きまして、母子家庭高等技能訓練促進事業についてでございますけれども、現在、平成22年度で2名の方が御利用をいただいております。内容的には看護師の資格取得ということになります。予算的には当初の見込みよりふえているがということでございますけれども、これにつきましては、非課税世帯につきましては月14万1,000円、課税世帯につきましては月7万500円ということになります。定額というふうになっておりますので、その方の利用月数によって変化があらわれます。

それと、啓発関係ですけれども、嬉野市に母子自立支援員というのがありまして母子家庭を巡回いたしておりますが、該当するような方につきましては、この制度について御説明を申し上げて御利用いただくようなこととお勧めをいたしているところです。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

施設運営円滑化事業について再質問いたします。

これは、今説明がありましたけれども、利用者というのは何人ぐらいになるのか、その点についてお伺いいたします。

そして、続いて、緊急通報システムでございますが、これは成果説明書56ページの中に緊急通報システムリース料42万9,660円とありますけれども、平成18年度20台、平成17年度20台、平成16年度40台とありますけれども、この部分のリース料というのがどこの部分のリース料になるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

それと、差しかえが今回22年度16台ありますけれども、この差しかえというのは大体どう

いったことで差しかえなければいけないのか、また、実際、毎年どれぐらいの差しかえというのが今後見込まれるのか、この点についてお伺いいたします。

続いて、食の自立支援事業でございますが、これについては、配食の回数を希望がもっとあるということでしたが、これは園の今後の対応と、実際、対象者というのが決ま
りがあるわけですが、ここら辺でもう少し緩和ができないかという思いがありまし
て、この予算の中で、実際、嬉野社会事業助成会のほうにこれを委託しているわけ
ですが、その部分で限界があるからこの状態になっているのか、ここら辺でもう
ちょっと配食事業そのものがもう少し予算を組んで、今の限度を超えるような形
で充実させることができれば配食の緩和というのもできるのか、その点について
お伺いいたします。

最後に、母子家庭のところでございますが、これは実際どういった訓練を受け
られているのか、また、申し込んだけれども、その申し込みに該当しなかった方
がいたのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

回答を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

最初の御質問、施設運営円滑化事業の施設の利用者ということですが、施設
の利用者に対して自立支援給付ということで、デイサービスとか入所とかいろいろ
ありますよね、その方たちの数ということになりますけれども、今回、この中
にはその数は書いておりません。事業所はもうこちらにお示ししております
ように11事業所なんですけれども、自立支援給付のほうに書いているかもし
れませんが、ちょっと……それじゃ、ちょっと待っていただいてよろしい
ですか、済みません。

それと、緊急通報ですが、これは、購入した分とリースの分と両方ござい
ますので、その分の仕分けで書いているということでございます。

今後、購入いたしましたのは、耐用年数が過ぎているものを15台、一番古
いのが15台買ったものでして、もう15年以上経過しております。そういう
ことで順次、23年度も5台もう過ぎているものを更新しましたが、購入年
度が大体同じようなものは同じ時期にずっとそういうふうにして更新を
していきたいというふうに考えております。明細は別に備品台帳にござ
いますので、それに従ってずっと更新をしていきたいというふうに思っ
ております。

配食が少なくなっているということですが、これは、配食の委託事業を
請け負ってられる事業所も、少なくなっているのもう少し利用が促進さ
れるようにできないんでしょうかということをお聞きしておりますので、
受けられないということではなくて利用者をお呼びしてほしいという
ふうな委託事業者からも話っておりますので、さっき課長が申し上げ
ましたように、利用の促進が図られるような打ち合わせをしていき
たいというふうに思っております。

最後の母子家庭高等技能訓練促進事業というのは、大体利用されているのが看護学校とか行っておられる方が一番多いようです。資格を取るための、母子家庭の方が資格を取って自立をされるための学校であるとかに行かれた場合に支援をしておりますので、支援をする施設、学校とか訓練所とかは一応決められております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

はい、わかりました。

そしたら、最後ですけれども、この緊急通報システムのところで、実際、通報件数が2件、相談連絡が176件、誤報が179件と載っておりますけれども、これがあったから命を救われたという方が実際あると思うんですけれども、そこら辺について、そういう報告等がどのようなものがあったのか。また、この緊急通報システムについては、障害者も対象にできるという答弁が以前あったんですけれども、障害者でこの緊急通報システムを利用されている方がいらっしゃるのか、その点についてお伺いいたします。

あと、食の自立支援については、委託業者のほうからもっとふやしてほしいという要望があったということですが、希望者がそれに条件がなかなか合わなくて配食を受けられないという方がいらっしゃるんですけれども、そこら辺の緩和というか、どこまでも無限大に広げるといふわけにはいかないと思うんですけれども、条件の間際にいらっしゃる方というか、そこら辺については、そういうことであればもう少し緩和をしていただきたいという要望をいたしておきます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

緊急通報の件でお答えをいたします。

たしか、監査委員さんの監査のときもそういう御質問があつて、担当が1件か具合が悪くなって通報があったという——1件だったと思っております。ただ、ここにも書いてありますように、寂しくて電話をされるとか、そういうのはもうしょっちゅうあつているようです。これはわかった上で安全センターのほうも一応、丁寧に対応していただいておりますので、孤独な部分も少しは解消していただいておりますのかなと思っております。

食については、もうおっしゃるとおり、私たちも基準を余りに下げ過ぎるとだれでもいいのかというような形になりますので、適当なところで十分意見を交換して決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

それでは、次に、衛生費に移ります。

決算書99ページ、保健衛生費ですね。先ほど神近議員のほうからも質問がありましたので、このAEDの分に関しては結構です。健康管理システムの効果についてお伺いいたします。

続いて、決算書100ページ、健康増進費、委託料、この女性特有のがん検診推進事業が実施されたわけですが、これをこのクーポン券実施したことによってどの程度受診率のアップがあったのか、このクーポン券利用によって受診率の効果ということについてお伺いいたします。

続いて、決算書101ページ、母子保健事業費、妊産婦健診事業は22年度12月からHTLV-1抗体検査が導入されたわけですが、その成果、また導入して検査を受けた結果等がもしわかればお教え願いたいと思います。

続いて、決算書102ページ、予防費、今ワクチン接種に取り組んでいるわけですが、ワクチン接種を実施することによってその医療費に対する抑制効果というのがどの程度——数字ではわからないと思うんですけど、どのような感触を今回受けられたのか。それと、高齢者の肺炎球菌ワクチンを接種されて助成をされているわけですが、その効果についてお伺いいたします。

あと、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の、この3ワクチンについても、接種率等、それから効果等をどのように判断されたのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

健康管理システムについてお答えいたします。

がん検診、肝炎ウイルス検診、予防接種の接種状況等のデータ管理及び検索するシステムで迅速正確に処理できます。平成18年4月の合併時に、旧塩田町のシステムと旧嬉野町のシステムを統合いたしまして活動をしております。平成18年1月から平成22年12月までの5年リースにより契約をし、昨年12月でリース契約が終了しましたので平成23年1月からは再リース契約より使用をしております。

続きまして、女性特有のがん検診推進事業の伸び率や受診率についてのお答えをいたします。

女性特有のがん検診推進事業は、平成21年度から経済危機対策における未来への投資につ

ながる子育て支援の一環として実施をされております。

平成21年度の実績は、子宮頸がん検診、これは20歳から40歳、5歳刻みですけれども、対象者数788人で受診者数175人、受診率22.2%であり、乳がん検診、これは40歳から60歳、5歳刻みでございます、対象者数1,048人で受診者数は351人、受診率は33.5%となっております。平成22年度では、子宮頸がん検診の対象者数784人で受診者数232人、受診率29.6%、乳がん検診の対象者数1,054人で受診者数313人、受診率29.7%となっております。平成21年度と比較しますと、子宮頸がん検診では受診者数が57人の増となりますが、乳がん検診では38人の減となっております。

今後の国の検診事業の動向としましては、平成23年度からは女性特有のがん検診推進事業に大腸がん検診、これは40歳から60歳の5歳刻みが対象ですが、これが加わりまして新たにがん検診推進事業という名称で実施されることになりました。

また、新たに国民の安心を守る肝炎対策強化事業が実施されることになり、現在実施している健康増進事業、これは40歳以上65歳以上未満ですが、これに個別メニューが追加をされまして、40歳以上5歳刻みの者に対して肝炎ウイルス検診の受診勧奨を行うことにより未受診者に対する受診促進の一層の強化が図られております。

平成24年度以降の事業実施につきましては、基本的には事業が単年度事業でありますので実施につきましては未確定ですが、女性特有のがん検診推進事業等の対象者が5歳刻みでありますので、少なくとも5年間は事業を実施するように県を通じまして国へ要望をしているところでございます。

続きまして、妊産婦健康診査事業についてお答えをいたします。

妊産婦健康診査事業において、平成22年12月からHTLV-1の抗体検査が追加をされました。このHTLV-1は、主に母乳を介して母子感染されるとされております。感染した人のほとんどはウイルスによる病気を発症することなく一生を過ごしますが、ごく一部の人が、年間感染者で約1000人に1人の割合ですけれども、感染してから40年以上経過した後に成人T細胞白血病になることがあると言われております。市におきましては、この検査実績は90名となっております。その内訳は、88名が陰性、1名が陽性、1名が不明となっております。

続きまして、ワクチン接種に関してお答えをいたします。

ワクチン接種は定期の予防接種と任意の予防接種に分けられます。

定期の予防接種には、一類疾病のポリオ、麻疹、風疹、三種混合、二種混合、日本脳炎、BCG及び二類疾病の季節性インフルエンザワクチンがございます。これらの定期の予防接種につきましては、ポリオ以外の疾病には症状の根絶はいたしません、発症の予防と病状の重症化予防には効果がございます。

任意の予防接種におきましては、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、高齢者用肺炎球菌、おたふく風邪、水痘、狂犬病等のワクチンがあり、市におきましては、子宮頸がんから高齢

者肺炎球菌の4つのワクチン接種に費用援助を実施しています。ただ、子宮頸がんヒブワクチンが平成22年7月から、小児用肺炎球菌と高齢者用肺炎球菌ワクチンについては平成23年1月からの助成事業でありますので、ワクチン接種に対する医療費削減効果についてはまだ検証ができておりません。高齢者への接種率につきましては、助成対象者の70歳以上の高齢者6,000人のうち、平成22年度の接種者数は205人、率は3.4%となっております。

学説等によれば、肺炎球菌ワクチン接種により感染を予防できるレベルまである人の割合は、接種前3.3%から接種後の76.7%へ増加したと報告をされております。また、1984年の米国の調査では、肺炎の15から20%が肺炎球菌ワクチンで予防可能であると推定をされています。

子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンにつきましては、平成22年11月26日に国の補正予算が成立をいたしまして、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を活用して事業を実施しているところでございます。この事業は、平成23年度までの事業実施が確定をしておりますけれども、平成24年度以降につきましては未確定となっており、国や県の動向を見ながら予算要求をすることになります。

ただ、この事業は、国の厚生科学審議会の感染症分科会の予防接種部会において、予防接種法における定期接種に位置づけることを想定した対応が検討されておりますので、その部会から提言がなされると思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

女性特有のがん検診のクーポン券による効果のところ、子宮頸がんの検診が57人増と、乳がんの検診が前年度よりも38人の減という今報告がありましたけれども、私は現実にふえているのかなという思いがあったものですからちょっと驚いているんですけども、この38人の減というのはどのようにお考えなのか、この点についてお伺いするとともに、このクーポン券に利用によって私はがん検診の受診は高まるものという思いがあります。そういう中で、女性特有のがん検診以外の分に関してもそういうクーポン制にしたらどうかなという思いがありますけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

1点目の……（「済みません、もう一回、後の質問をまとめてでしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

それと、妊産婦健診の、このHTLV-1の抗体検査でありますけれども、まず、私はこれを嬉野市でも導入してほしいということで以前要望をしたわけですが、そのときに、このHTLV-1の抗体検査に関しては母乳否定になるみたいな話があったんですけれども、実際このHTLV-1を現実に導入されたわけですが、その点について、そういう議論はこれを導入するときになされたのかどうか、その点についてお伺いいたします。

あと、それと同じく、このHTLV-1で、説明書の94ページの中に妊産婦健診の14回分ということが書いてありますけど、ちょっとこれは教えていただきたいんですけれども、受診券1が1枚、受診券2が2枚、受診券3が11枚、これで合計で14回の健診ということなのか。それと、この実績のところ、受診券1が182枚、受診券2が410枚、受診券3が984枚とありますけれども、この受診券を本人さんたちが選んでこれは受診をされるのか、この点についてもあわせてお伺いいたします。

以上で結構です。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

1点目の乳がん検診の減のことでございますけれども、これは例年同じような手続をいたしまして今回減になったわけでございます。担当と話をしましたけれども、担当課も原因がちょっとわからない状況でございます。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

クーポン券の利用の件でございますけれども、これにつきましては国の制度でしておりますので、後のほうは今後検討したいと思います。

それで、HTLV-1につきましては……済みません、杵藤管内の担当者会議で決定しております。

あとクーポン券の14回分でございますが、これは、本人が選んでするようになっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

先ほど回答をいたしました件で、私が、担当課長が資料を持っておるのに出しゃばってちよっと回答したものですから訂正をさせていただきます。

緊急通報で実際に医療機関を受診されたのは2件でございます。昨年の6月と8月、お二人でございますけれども、いずれも9時前ぐらいと、もう1つは早朝、内科的なものと転んでおしりを打ったということで、最終的には2人とも入院をされております。

それと、答弁漏れが1つございました。障害者に設置をしているかということですが、聴覚障害の方にお一人設置をしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

済みません、先ほどHTLV-1のところ、母乳について、これをするによって母乳を与えることが不安になるとかということ、これを決定されるときにそういう話というのはなかったのかどうか、その点についてお伺いしたいんですけれども、そういう質問をしたんですけれども。決定されたということじゃなくて、決定される過程において母乳に対する考え方というのを考慮されたのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

保健師の会議で決まっております、詳細につきましては、後でよろしゅうございますか。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）済みません、よろしく申し上げます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

では次、教育費に移ります。

歳入です。決算書63ページ、諸収入、貸付金元利収入、教育費貸付金元金収入、奨学資金貸付金の調定額に対しまして523万4,850円の収入未済額がございますけれども、最近の経済状況を考えますとこういう悪化等も考えられるのかという思いはいたしますが、その未収に対する現在の状況と、今後、未収に対する取り組みはどのようになされるのか、この点についてお伺いいたします。

続いて、教育費の歳出、決算書137ページ、教育総務費、事務局費、委託料、適応指導教室指導員と特別支援教育支援員の現在の配置、されていると思いますけれども、その効果についてお願いいたします。

続いて、決算書138ページ、備品購入費、中学校電子黒板の活用実績についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

教育費についてお答えをいたします。

歳入の奨学資金については私のほうから答弁をいたしますが、歳出関係の教育総務費、事務局費の中の委託料、備品購入費については教育課長のほうから答弁をいたします。

奨学資金貸付の調定額に対して523万4,850円の収入未済額があると。その現状と返済の方法ということでございますので、奨学資金の収納につきましては、定期的な督促状の発送や電話による収納催促、また、夜間徴収により、本人及び家族との面談を実施いたしまして滞納の解消に努めているところでございます。

しかしながら、議員御発言のように、最近の経済状況の悪化等の影響でなかなか数字的に結果が出ていないのが現状でございます。しかしながら、そういった中で、過年度滞納の中には合併前の滞納もあり、既に市外へ転出された方もおられます。今後は市外転出の滞納者に対しても積極的に本人に接触をしながら収納確保に努めたり、前回の議会でも指摘がっておりますように、保証人に対してより積極的な収納促進を実証しながら奨学資金貸付制度の公正公平な運用を図っていきたいと考えております。

そういった中で、8月に督促状を発送いたしております。その中で、8月末までに連絡か一部納入をしなければ連帯保証人さんのほうに催促をしますよという文言もつけ加えておりました。そういった中で発送が15件もしておりますが、その中で7件の一部納入と連絡がっておりますので、あと残りの8件については連絡がっておりませんので、本人に確認をしながら連帯保証人の方にも徴収をお願いしていきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

適応指導教室指導員についてお答えします。

決算書137ページにあります委託料につきましては、嬉野文化センターにあります学校適応指導教室「ひまわり」の指導員2名分です。平成22年度には中学生が3名在籍をし、そのうち1名は完全不登校から「ひまわり」に通級を始めました。その後、中学校の復帰教室に

登校し、見事、県立高等学校に合格をいたしました。現在、今年度2名の生徒が通級し、少しずつ学校登校ができるようになってきております。不登校生徒数は昨年度よりも減少傾向にありますけれども、学校に登校できない児童・生徒にとりまして、学校適応指導教室への通級は学校に登校するための重要なステップとなります。また、生徒一人一人に寄り添って、その保護者とも連携をとりながら対応することが登校につながっていくと考えています。

以上のようなことから、これからも2名の2人体制を維持していくことが重要であると考えております。

次に、特別支援教育支援員についてです。

特別支援学級が、嬉野小学校には2学級、嬉野中学校には3学級ございます。その中において、さらに個別の支援を必要とする児童・生徒のために特別支援教育支援員がそれぞれ1名ずつ配置されています。その子の能力を伸ばすためにその子に寄り添った支援を担当や教科の担当者と連携をとって実践をしているところです。

これからも、このような児童・生徒の能力を伸ばしていくためには、子に応じた支援が大切で、今の支援員の配置を継続していくことが非常に重要であると考えています。

続きまして、中学校の電子黒板についてです。

電子黒板につきましては、市内4中学校に各1台ずつ配置をしております。パソコン室や学習室など、そういった教室にセッティングをしておき、総合的な学習の時間、社会科、理科、数学科、道徳の授業、あるいは集会活動のプレゼンテーションなどで活用をされている状況です。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

奨学資金貸付金未収の部分で、今、徴収努力をされているということでございますが、今後、最終的に、これはこれ以上取れないとなった場合に、不納欠損として落とすということになると思うんですけれども、最終的にそこら辺の不納欠損というところの考え方というか、そこら辺についてお伺いいたします。

あと、適応指導教室指導員と特別支援教育支援員に関しましては、特別支援教室支援員は嬉野地区で2名配置されているわけですが、その効果というところで今説明がありましたけれども、そうであるならば、ほかの学校等にも加配できないのか、これが今現在2名というのが実際、実績としてあるわけですが、また、加配というのを今後取り組まれていくべきだと思うんですけれども、その点についてお伺いいたします。

あと中学校の電子黒板の活用、今、そういう効果というものも言われましたけれども、この点についてももっと今後はこのICTの活用という一端の中で、全体的取り組みとして、

していただきたいと要望になるんですけども、ここら辺についてどのようにお考えなのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

不納欠損の件ですけども、22年度に1件該当をしておりますが、これについては、連帯保証人が自己破産という形になっておりましたので不納欠損をお願いしております。基本的には、奨学資金の時効は10年ということになっておりますので、その前に裁判所のほうで支払い督促、催促とか、最終的な法的まで考えていきたいと思っておりますが、どうしてもそういった形で、自己破産なり、生活が苦しいということであれば不納欠損も該当しますが、基本的にはそういった最終的には法的な手続をとったところで対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

特別支援教育支援員の加配についてですけども、各小・中学校からもそういうふうな願い、要望というのは強いものがございます。特別支援教育については、一人一人に寄り添ったきめ細かな指導が必要になりますので、その方向で考えていきたいというふうに考えておりますが、何せ予算というふうな部分もありますので、そのことを踏まえながら、より充実したものになるように進めていきたいと考えます。

次に、電子黒板のICTを含めた利活用についてですが、県の重要施策の一つとしても進められており、今後、本市としても重点課題の一つとして進めていきたいというふうに考えております。

中でも、課題は3つほどあります。1つは、より台数等をどのように充実させていくのかというふうなこと、2つ目には、職員の技量アップをどういうふうに図っていくかということ、3つ目には、それを支える指導員、支援員さん、そういったものをどういうふうに考えていくかというふうなこと、こういうふうな課題を解決に向けてより充実したICTの利活用を図り、教育の充実が図られるように研究をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

はい、わかりました。特に、最後の電子黒板につきましては、今後ICTの利活用ということで、まず、職員のそういう研修等をしっかりしていただいて、嬉野市が本当にICT利

活用の中心校になるような方向性で持って行っていただきたいことを要望いたしまして私の質問を終わります。

○議長（太田重喜君）

これで梶原睦也議員の質疑を終わります。

次に、17番山口要議員の発言を許します。

○17番（山口 要君）

それでは、私からの質問をしたいと思います。

今回につきましては、神近議員が完璧なまでに調べ上げて質問しておられましたので、私につきましては、報酬、報償費等にターゲットを絞りながらお尋ねをしてみたいと思います。

まず、総務費の関連でありますけれども、一般管理費、70ページの委託料等について、これが主要な成果説明書の20ページの資料によりますと、人事評価制度構築業務、これが平成21年度からされて2カ年事業でありましたけれども、結果として、公正な人事、人材の育成、人材の活用を図るため被評価者の研修等を行ったと、そして、制度のフィードバック見直しを行ったというふうなことで効果として上げておられます。

そこで、そのフィードバック、あるいは見直しというものはどのような形で行われたのかということと、そして、これによりますと、その後について今回いろんな定期異動等がっておりますけれども、その人事異動においてどのような活用をされたのかということをお尋ねいたしたいと思います。

そして、あとは72ページの財産管理費、報酬の分でありますけれども、これが当初予算につきましては、放置自転車判定委員会11人で6万3,000円、そして9月の補正において、指定管理者選定委員会4人ということで11万4,000円上げて、最終的に17万7,000円の報酬になって、そして、これが不用額として12万5,700円計上され、その説明によりますと、指定管理者選定委員会4人となっておりますけれども、これが9月補正においては11万4,000円、指定管理者の分プラスの放置自転車の分まで含まれているのかどうかということをお尋ねいたします。

そして、74ページの行財政調査委員会においては、当初予算において、このときの報酬においては、当初予算で地域公共交通会議で6人で6万9,000円、そして行財政調査委員会15人で8万6,000円、計の15万5,000円計上がされ、最終的には不用額として9万8,000円、行財政調査委員15人として減額されております。このこと理由。そして、77ページの報酬でありますけれども、これにつきましても、当初予算で地域コミュニティ推進協議会11人37万7,000円、ひとにやさしいまちづくり推進協議会11人で18万9,000円、計の56万6,000円され、これが、結果的には地域コミュニティ推進協議会委員11人、5万1,300円しか使用されず、不用額として49万7,600円計上がされております。このことについても、そして78ページ、男女共同参画事業費、これについても、当初予算においては、男女共同参画推進協議会15人

25万7,000円、そして、男女共同参画アドバイザー1人5万7,000円、計の31万4,000円計上された中で、使われた分が、男女共同参画推進協議会3万9,900円、男女共同参画アドバイザー1万1,400円、26万2,700円の不用額となっております。このことの結果を含めてお答えをいただきたい。

そして、74ページの企画費の報償費の中で、サガントス交流事業の一環として、いろんな各種の事業をなされております。これが資料の27ページを見ましたときに、それで、事業案の中で一番下から2行目のところで、健康講演会西九州大学を実施したと。県内から17名が参加されるということになっておりますけれども、せっかくの機会のこの参加者というのが非常に少なかった、これはどうしてこのように少なかったのかということ。せっかくの機会だから、こういうものについてはできるだけ多くの参加者を呼びかけるべきじゃないかというふうなことでお尋ねをしたいと思えます。

そして、次に公会堂費、これは一般質問でも申しましたけれども、41ページの参考資料の中で、今回、UD大会のことでされたわけでありましてけれども、質問事項に書いておりますように、UD大会メイン会場としての工事とはいえ、前年のトイレ改修の多額な費用、そして、今年度工事の続き、利用度を考えると、投資対効果のギャップが余りにも大き過ぎるんじゃないかと。そしてまた、なされた工事についても、公会堂内部を見ましたときに非常に中途半端な形で終わっているんじゃないかというふうな気がいたします。そういう点でどのようにお考えになっているのかお答えをいただきたいと思えます。

以上、総務費委託分だけをまずお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小野彰一君）

一般管理費、委託料、人事評価制度構築業務における委託料の件のお答えをいたします。

今回、主要な施策の成果説明書20ページにも記載をしております。御質問の内容要旨にありますように、制度のフィードバックや見直しということがあります。この制度のフィードバックということで、私のほうからは、フィードバックの意味がいろいろあると思えますので、フィードバックの意味を調節という形でお知らせというかお話をさせていただいて構築業務について回答をさせていただきたいと思えます。

この人事評価制度につきましては21年度から行っておるところでございまして、人事評価制度の構築に向けて制度設計を行っております。22年度におきましては、評価者、被評価者の研修、それと人事評価制度の試行を半年間行いまして、職員のアンケート調査、分析を行ったところでございます。その結果、この人事評価制度の理解度が被評価者の中におきまして3分の1程度と低く、評価者の評価のばらつきもありましたところでございます。

今後、この制度の理解を広げるために、今現在行っております目標設定シートなどは大きく変えずに今年度の施行を行っていくことを確認したところでございます。

それと、評価者自体のスキルを高めるために評価の客観性、または公平性を図るため研修を進めていく、また実施について理解を深めていただいているところでございます。

また、結果がその後の人事異動に生かされたのかという御質問に対しましては、まだ施行中であるために異動等についての反映は行っておりません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

続きまして、指定管理者の財産管理費の部分の報酬でございます。

決算書の予算額につきましては、まず、放置自転車の廃棄物判定委員会の費用といたしまして6万3,000円、それから、5月補正で行いました指定管理者選定委員会の委員4名の5回の分を計上しておりまして、決算書の予算額で17万7,000円を計上しております。

実績といたしましては、放置自転車の廃棄物判定委員会については開催がございませんので実績としてはゼロです。

また、指定管理者選定委員会の報酬でございます。これにつきましては、茶業研修施設の分でございますので、これは回数が5回から3回に減っております。この詳細につきましては、担当の部署のほうからの御説明でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（松尾保幸君）

指定管理者の選定委員の報酬について、この分については、茶業研修施設の指定管理者の指定のための委員会の設置ということで、6名の委員さんが設置をされて10月1日付で選任されております。うち、報酬の支払い対象者が3名というふうなことであります。開催日は10月1日、10月25日、11月4日というようなことでそれぞれ開催をしております。問い合わせが、まず4団体から応募の問い合わせがございまして、最終的に1団体になってしまったということで、審査内容の回数がそんだけ少なくなったということで予算では延べ20人というようなことで計上をさせていただいておりますけれども、実際は延べ9人というようなことで済んだということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お尋ねの企画費の報酬の件について御説明申し上げます。

各位の行財政調査委員会報酬と地域公共交通会議の部分を予算として計上しておりましたが、行財政調査委員会につきましては2回分を計上しておりましたが、1回の開催にとどまったため不用額が生じております。

また、地域公共交通会議につきましては、地域公共交通活性化協議会と同日開催を行ったために、先に開催いたした地域公共交通活性化協議会のほうの報酬を支払ったため地域公共交通会議のほうからの支払いをしておりません。そういった形で不用額となっております。

続きまして、サガントスの交流事業の一環である講演会の参加者が非常に少なかったということでございます。サガントスにつきましては、健康教室ということで、嬉野市体育館において県内65歳以上の方を対象にサガントスの選手とともにストレッチなどの軽運動を行って、その後引き続き、西九州大学より講師を招いて健康講演会を実施したところでございます。

参加者が17名であった主な理由といたしましては、1点目として、平成22年度より参加料として1人500円を徴集しております。そのあれとして、シーボルトの湯の入浴券、入浴セットを贈呈いたしております。ただし、21年度につきましては、参加料は無料としておりまして65名の参加があったため、この点で参加料を徴収したことが参加者の減少の要因の一つではないかと考えております。

もう1つの2点目として、健康教室を開催したのが本年の3月14日でございます。東日本大震災直後ということでキャンセルが多数発生したということでございます。そのようなことで参加者数が減ったということでお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

地域振興事業費と男女共同参画事業費についてお答えをいたします。

まず、地域コミュニティ推進協議会の委員報酬の減額ということの理由ですけれども、地域コミュニティについては推進協議会として平成19年度から活動を行っていただいております。基本的に4地区がもう運営協議会として設立されておまして、また、残りの地区においても、準備会とか、もう間もなく今月末、来月上旬ぐらいまでということで一応、設立という形で皆様方との御厚意と御協力によりまして、一応、動いていただいております。

予算としては6回分ということで計上をいたしておりましたけれども、これについては流れの中で、当然、回数としては6回分がよかったのかどうかという部分がありますけれども、基本的には先ほどから申しますように、それぞれの地区において運営協議会の立ち上げ等をしていただいている中に、回数としては数回となくというような部分からすれば開催回数が少なくて済んだということで、昨年度においても一応1回の開催ということにしております。

一応、基本としては19年度から5年間、推進協議会をお願いするということにしておりますけれども、先ほどから申しますように、一応、ある程度のめどを立ててもらったということも含めまして、推進協議会としては、一応、昨年度末をもって解散ということにしておりまして、23年度においては予算の計上はいたしておりません。

それと、ひとにやさしいまちづくりについては、一応、3回分ということで計上いたしておりますけれども、これについては、いわゆるひとにやさしい事業についての取り組み状況等の報告等を含めまして1回の開催ということになりましたので、その分の1万7,100円ということで支出をいたしております。

それと、男女共同参画推進協議会ですけれども、これについての3回分予算を計上いたしておりますけれども、取り組み状況等について報告等の会議をしたということで、これについても1回分ということでの予算の支出となっております。

以上です。（「公会堂は」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後2時23分 休憩

午後2時24分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

公会堂費の工事請負費については、従来、支所のほうで、管財のほうでやっておりましたけれども、今年度から私、財政課のほうで所管になっております。非常に申しわけございませんが、今のところ手持ちに資料は準備しておりません。申しわけございません。（「もうよか、もう答弁せんでよか」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

また忘れたらいけませんので、もうとりあえず言うておきます。

せっかくこれ、質問をするために、質疑を行うために通告書を出しているんでしょう。そのために通告書を出しておるわけですから。結局それを割り振っていなかったということ自体もおかしいし、何のため通告したかわからないじゃないですか。そう思って、もう余り財政課長を責めるわけじゃないんですけれども、もうそれは上の段階かもしれませんけれども。だから、もうここで通告書を出して資料がないと言われれば、もうこちらも返すすべがないわけなんです。もう少し真剣に対応してくださいよ。もうこれ以上は質問をやめます。

まず、サガントスの分ですけれども、これが、昨年度は無料の中で65名参加者があったけれども、参加料500円取ったから12名になったということでありましてけれども、何ゆえ、昨年度事業実施からこうして参加料を取るような形になられたのかということ。そして、せっかくの機会ですから、こういう参加者が多いほうがいいわけなんです、これだけの予算使って行くわけですから。そこで、有料にされた理由というのがちょっとよくわかりません。そのことについてお答えをいただきたいと思います。

そして、あとそれぞれ、今回、報酬、報償費に絞ってしたということは、逆に見込みがこういう会議の開催について少し甘いのではないかなと。多くが3回、4回する予定が1回で済んだと。おまけにまた地域公共交通会議については、別な公共交通活性化協議で充当したということならば、ある意味ではもうダブるになっているわけでしょう。だから、そういう会議の予算の組み方そのものもおかしいと思いますし、やっぱり今後についてはそこら辺のところをもう少し吟味をしながら、開催等においても、開催日数等においてもしていただきたいということだけを要望して、もうこの総務費については終わります。

そして、民生費は、これはもう所管ですので、分科会のときにお尋ねをいたします。

商工費の分ですけれども、消費生活対策事業、これはもう昨日資料もらいまして、前との差額というのがもう全然違った数字になってきておりましたので、当初の私ちょっと資料を見ましたときにはかなりのギャップがありましたので提出していたんですけれども、昨日の資料を見ますと余り変わらないぐらいになっていましたので、もう結構です。今後、もう少し来場者の増に向けてPR等を含めて御努力をしていただきたいということだけを要望しておきます。

次に、商工費の分ですけれども、これが消費生活対策費として、これも先ほどの関連になりますけれども、これも開催日数は恐らく減だというふうに思っておりますけれども、ただ、そこで観光費の分の中で源泉集中管理事業を見ましたときに、これが当初においては、報償費、観光PR事業が15万円、源泉集中管理事業が14万4,000円、計上が当初においてされております。ところが、決算において見ましたときには、観光PR事業が20万6,436円と、観光PRについては増になっているわけなんですけれども、源泉集中管理については14万4,000円当初で計上する中で、決算においては2万4,000円、全く合っていないのに等しい決算になっておりますけれども、そこら辺の理由をお答えいただきたいと思います。

そして、次に観光振興計画でありますけれども、このことについては、これは123ページ分ですけれども、委託料、これが当初において200万円計上がされております。資料の147ページにるる、したことについて報告がされておりますけれども、これが実は私の記憶が間違ったらお許しいただきたいと思っておりますけれども、たしか3月議会のときに田中政司議員の質問に対して、職員で8回ほど開催するどうのこうのという答弁をされておりました。そのときには委託料とはまた違った形——それが委託料になるかどうかわかりませんが、

最終的にはこれがどっかの業者に委託された、そのときの答弁と少し食い違ってきたんじゃないかなという気がしてなりませんけれども、そこら辺で、結果的に経過としてどのような形、こういう形になったのか。

そして、もう1つは、これがその後この計画、報告書できた中でどのような形で活用されたのかということについてもお答えをいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

質問通告では消費生活の関係も出ておりましたけれども、こちらのほうは……（「もうここはさっきと同じことでしょうから」と呼ぶ者あり）よろしいですね。

それではまず、源泉集中管理事業の減額でございます。

こちらは当初予算で6回分ということで予算を計上いたしておりましたけど、1回だけの開催となっております。

まず、理由といたしましては、源泉所有者の方が全員集まっていたとしてもなかなか意見が出ないということで、うちのほうでアンケート調査、それにまた意向調査なども行っているんなお話を伺っております。

この意向調査の中で、お一人だけ源泉所有者の方がどうしても本人の意思がなかなか確認できないような状態になっている方がいらっしやいまして、これが22年6月までにかかっております。それが1つの理由ですね。

それから、もともと源泉からの一括集中管理ということでずっと話が進んできたわけですが、そうでない方法がないのかということで中央温泉研究所へお尋ねをしておりました。湯原温泉という、これも一般質問等で答弁をいたしておりましたけれども、ここが揚湯した後の温泉を集中管理しているということもあって、ちょうどそのころ総務企画常任委員会のほうでは源泉集中管理についての視察を考えているという話がありまして、私も一緒に同行させていただいて、湯原を勉強させていただきました。両方の方法があるということ、やっぱり早速、源泉所有者の方にも知らせないかんだらうということで、中央温泉研究所とも日程調整を行いながら、ちょうど11月に視察に行ったと思いますけど、もうその月にすぐ源泉の所有者の方、集まっていたいただいて会議をしたところでございます。そのときはまたその温泉、中央温泉研究所の方にお願ひして、両方のいいところ、悪いところ、これをまとめて、また次の会議にかけるとということでその会議は終わったところでございます。

次はいつするかということで、4月か5月ぐらいには開催したいと思いますということでお話をしておりましたが、実は3月11日の例の東北の震災で、あちらのほうでは今まで温泉が出ていなかったようなところからも噴き出したり、また、今までの源泉がとまったりと

ということで、中央温泉研究所の方もそちらのほうに非常に多忙を帰されてなかなか連絡がとれないような状態になっております。やっと8月の月に連絡とれまして、今その作業はやっている途中だけれども、震災の関係で申しわけございませんという話をいただいております。そういう理由でちょっと1回しかあけておりません。

次に、観光振興計画のことでございます。

ちょうど3月の議会のときから議案の全議員に説明するのが始まったと思いますけど、このときに、実は東京の明治座での大浦慶の物語の券がございましたので、実はここの200万円のうちから利用をさせていただきたいというお話をしたと思います。大体何十万円ぐらいかかる予定ですということで、今年度、この観光振興計画については、基礎的な調査として残りの費用を充てさせてもらいますという話をしたと思います。今、成果資料の中にも書いてありますけど、結果としてそういう結果が出ましたので、すぐ観光協会をお話させていただいております。特にびっくりしたのは、九州の嬉野という地域としての認知度の低さというのが痛感に感じておりますし、嬉野に来たことがあるという方については、非常に泉質のことを褒めていただいておりますので、そういうことをお話しましたところ、協会でも、それは認識をしていたところですよというお話をいただきましたけど、結果としてこのようなデータが出るということについては、やはり広告、宣伝、PR、そういうのが不足しているということじゃないかということで言われております。

また、今回、協会の中にいろんなプロジェクトチーム立ち上がっておりますので、こちらのほうにもうちの職員がずっと入っております。その中でもこの結果を話して行って、そのチームでできることの対策といいますか、そういうのも今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

まず、観光振興計画なんですけれども、これが先ほど申しましたように、3月議会のときに、他議員の質問に対して、職員で8回これを検討したと、去年の3月議会やったかな。

（発言する者あり）こっちやろう、これは3月議会だったもんね、だったと思うんですよ。それはもう年度ぎりぎりのときですよ。だから、この調査、これはいつ発注されたのかということをも確認をしたい。そして、仮に3月までの答弁では、もうその時点で発注しているのかどうか、それも確認したいんですけれども、そうじゃないとしたら、その後、何か駆け込み発注みたいな気がいたしましたので、そこら辺のところについてもお答えをいただきたい。

そして、今後の展開ということで、これはもう一般質問になりましてあれなんですけれども、当初予算では、これは計上されていないので今後こういうことをされるおつもりがない

のかということの、それをもうちょっとお答えをしてください。

それともう1つ、源泉集中管理については、これは先ほどの課長答弁ですと、全員集まっても意見が出ないというふうな答弁をされましたけれども、それはあなたの考え方でそのようなお考えだったのか、それとも、ほかの源泉集中管理の方からそういう意見が出たのか、そのことが私よくわかりませんが、それについてお答えをいただきたい。これについては、もう次の12月議会のときに源泉集中管理にちょっと絞って一般質問をしたいと思しますのでそれくらいでやめておきます。とりあえずさっきの質問に対してだけお答えいただきたい。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

まず、観光振興計画ですけど、当初の計画で庁舎内の会議を立ち上げて、それで、この200万円については最終的なまとめだけをどこかにお願いするという予定で、それまでの振興については庁舎内の職員でやるということで、ずっと会議は8回、この前答弁いたしましたようにしております。会議の中で出たのが、やっぱり井の中の蛙じゃないですけど、嬉野に住んでいる我々が議論しても、じゃ、嬉野以外の方はどういうふう考えていられるのかわからないというのもありまして、じゃ、ちょっと観光振興計画を1年でつくろうというのがまず最初には無理だったのかという感じもいたします。非常に広範囲にわたりますので、そういうのを少し本当は1年前に庁内会議を開いて、それでまとめていくというのが本当だったと思いますけれども、会議は会議として開催いたしておりましたけど、そのようなことで、基礎的な調査をまずやろうということでなったわけです。発注が、実は年明けてからの発注ということになりましたので、今回、明治座のこともありましたので、3月議会にお願いしてそういうふうになったわけでございます。

それとあと今後の活用ですけど、データはいっぱい手元にありますが非常に多岐にわたっておりますので、中身をもう少し集約していきながらやっていきたいというふうに考えておりますけれども、今年度にはある一定の振興計画まではいかないかもわかりませんが、まず庁舎内のグループの中できちんとしたまとめをつくっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

観光振興計画策定事業の中の事業効果として、社会情勢に適応した施策を展開するために、

嬉野市の観光振興に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するため基本となる観光振興計画の調査ということを行っているわけですよ。あくまでも源泉になってくるわけでしょう。それがあって、その次に次の展開という形になってくるわけですよ。先ほど申しましたように、ところが今年度においては何もこのことについての計上予算がされていなかったと。だから、もうこれっきりになってしまったんじゃないかというふうなところで、もう何か中途半端な計画書策定、そして、それも年明けてからの発注ということになりますと、私はこの事業としては何か駆け込み的な感がしてならない。もう職員8回やったなら、ことしそういうことの予算はもう上げずに、そして、平成23年度にかけて定期的にそういうような事業を行うべきではなかったのかという気がいたしましたのでお尋ねをしたところですよ。そのことについてだけお答えいただきたい。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

先ほど言いましたように、やっぱり基礎的な議論は必要だったと思います。ちょっと今年度予算を上げておりませんが、できる部分でやっていきたいと思っておりますけれども、これは、まとめるというのは別に業者に発注しなくてもできると思っておりますので、とりあえずちょっと今年度予算はありませんけど、まとめられる分までやっていきたいというように思います。

以上です。（「はい、終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

教育費はよかですか。（「所管の分は所管のときに、分科会で行います」と呼ぶ者あり）

これで、山口要議員の質疑を終わります。

ここで15分の休憩をとります。15時から再開いたします。

午後2時43分 休憩

午後3時 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。15番西村信夫議員の発言を許します。

○15番（西村信夫君）

そしたら、通告を受けましたので質問をさせていただきたいと思っております。

今回は総務と、そしてまた文教ですね、民生費、大きく分けて2点質問を提出しております。

そしたら総務のほうから伺っていききたいと思っております。

ページは70ページの総務費の委託料というようなことで、法律相談業務ということで、この業務につきましては、市の業務に関して法律上の助言を受けることを目的とするということで、22年度では44万1,000円計上をされております。顧問料として月3万6,750円というふうな計上です。

この市の業務に関して法律上の助言を受けるというふうなことですが、いろいろさまざまな行政も多様化している中で、この専門の法律に関する業務に助言を受けるというふうなことについては、件数的には何件ぐらいあるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

そしてまた、山積している解決できていない、いろんな問題等々は何件ぐらいあるのか、そういうふうなものをお尋ねしたいと思います。

それから2点目ですが、人事評価制度業務の構築業務ということですが、午前中の神近議員さん、そしてまた、さっきの山口要さんのほうから質問があつておまして、重複する分があると思いますが、1点ほどお尋ねしたいと思います。

人事評価制度の構築業務につきましては、21年度から22年度までですが、22年度については54万6,000円を計上されておまして、率で25.5%減というふうなことで賜っております。

現在、構築中ですけれども、本年度に人事評価制度構築業務が23年度で終了というふうなことを伺っておりますけれども、本実施された場合、だれが評価をして、どのような評価をして進められていくのか、そのあたりを伺いたいと思います。

それから、事業仕分けについても午前中の神近議員とか要さんのほうが質問をされております。

事業仕分けについては、福岡市とか、あるいは飯塚市とか、一応事前研修に行かれましたけれども、なかなか事業仕分けについて、どこの市、町でも取り組んでいるのかどうか、その点、お尋ねをしたいと思っております。

それから、企業誘致の旅費についても午前中とさきの人の質問もありましたけれども、企業誘致について、なかなか33万5,000円の不用額が計上されて、旅費の分については執行されておられません。

そういう中で、企業誘致を今後進めていく上に当たって、この執行されなかった部分については、なぜ執行しなかったのかということを引きついで伺っていききたいと思います。

一応、まず総務のほう、所管についてお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

お答えします。

決算書70ページの法律相談業務の委託料の件でございます。

お尋ねの法律相談の件数と相談内容、未解決事項ということですが、まず件数とし

ましては9件の相談件数として相談を行っております。

内容としましては、まず財政課におきますエコポイントの会計処理について、市民税務課におきましての住民異動票の写しの交付について、これが区長に対しての写しの交付について、それと、こども課所管の扶助費の遡及支給について（「何ですか」と呼ぶ者あり）遡及支給、内容としましては、高等技能訓練促進費における遡及支給についてということです。

それと、環境下水道課におきます廃棄物処理法違反について。

それと建設課が4件でございますが、市営住宅明け渡し訴訟について、これが4件です。

それと、同じく建設課で用地買収に伴います登記名義人の取り扱いについてということで1件、合計9件の取り扱いがなされております。

それと、22年度におきますこの未解決事項ですけれども、これは9件そのもの解決を図っているところで聞いております。

続きまして、人事評価制度の構築業務におきます御質問のあった評価者、被評価者についてですけれども、一般職につきましては課長等が評価をいたします。課長の評価を部長が評価をいたすようになっております。

それと23年度まで、いわゆる制度の構築に向けた業務を推進しているわけですけれども、24年度からは議員御発言の本格的に実施するようになるということになります。それだけでよかったですかね。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

事業仕分けの件でございます。

私のほうで把握しております実施されている自治体のところなんですけれども、午前中も申しましたように福岡市、飯塚市、それから直方市が平成20年度までだったと思っておりますけれども、実施されたということ把握しております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えします。

西村議員からの御質問の企業誘致費の旅費の不用額の件でございますが、午前中、神近議員への答弁と基本的に同じでございます。

昨年の7月ごろからジーベック跡地——市有地として持っておりましたジーベック跡地につきましては、地元の法人から購入希望のお話があって、議会の皆さんへの説明とか、そういった中で公募をやるというようなことになりまして、その部分について時間を割いてしま

ったということでございます。

それから、午前中申しましたとおり、市有としてほかに大きな適地があったかという、ちょっとそういうこともなくて、この久間工業団地の拡張計画を進めておったというような状況でございまして、出張しての活動ができるというような状況がなかったという面もございます。

ただ、県のほうのホームページ等には市有地、あるいは民誘致についての情報提供をさせていただいておりますので、そういったところをごらんになった企業さんがコンタクトをとってきておられます。その中でも、やはり来たいけどちょっと条件がございましてということで、クレーンがついているようなところはないかとかいうようなこととございまして、そういった厳しい条件には、なかなか合致する案件というのうちのほうにもなかったということで、あえてそういった企業さんを訪問しての誘致活動ができたかという、できなかった面があったということとでございます。

23年度においては、民間物件とコンタクトのあった会社について少しでも脈があると思えるようなところには、ぜひ訪問してこちらの有利な条件等を進めながら誘致にこぎつけたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

先ほど、まず法律相談業務について9件ほど今まだまだ相談業務が残っておるといふようなことですが、特に市営住宅の明け渡しの関係は4件というようなことですが、この市営住宅の明け渡しについては――昨年やったかな、裁判とかなんかするというふうな方向で伺っておったわけですが、そのあたりは、市営住宅の明け渡しについてはどういうふうになっているのか、その点はちょっと含めてお尋ねしたいと思います。

そしてまた、エコポイントの問題は、ここはちょっとはっきりわかりませんでしたので、エコポイントがどういうふうになって、どういう――そこらあたりを具体的にもう一回説明を求めたいと思います。

それから、人事評価制度につきましては、本年度、23年度で終わって24年度から実施をするというふうなことですが、人事評価についての中身についての評価の度合いなんです、人物評価とか、あるいは職の評価とかあるわけですが、この評価のあり方について、どのような評価をなされていくのか、性格とか人柄などまで人事評価するのかどうか、その点を含めて求めていきたいと思っております。

そして、事業仕分けについて、なかなか県内では嬉野市だけじゃないかというふうなことですが、今後、本格的に事業仕分けを実施していかれるのかどうか、さきの答弁では、なか

なか事業仕分けについても具体的な方向性が見出せないままに、ずるずると行っているような状況じゃないかと思いますが、今後しっかりこのことをどういう位置づけをしていくのか、これはちょっと難しいと思えばもうやめるのか、あるいはこのままずっと続けていくのか、そこらあたりを示していただきたいと思います。

それから、企業誘致についてですが、これは市長にお尋ねしてよろしいでしょうかね。

非常に企業誘致については、なかなか前に進んでいかないというのが数字でも明らかにわかっておるわけですが、企業誘致というのは、嬉野市にとって最大の大きな課題ではないかと思っております。今現状が子どもたちの新卒者の就職がないとか、そういった中で人口減少を境に歯どめをするためにも、これは企業誘致をもっと積極的に進めていくべきではないかと思いますが、その点、市長にお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（小野彰一君）

まず法律相談の件について、住宅の明け渡し等の訴訟についてということですが、所管の総務課としましては、法律事務所への相談件数を先ほど申し上げたところでございます。訴訟がある、なしについては、ちょっと所管課のほうにお尋ねをしていただきたいと思いますというふうに思っております。

それと人事評価につきまして、個人の人物の評価までというふうな話がありましたけれども、内容としましては、能力と業績の評価をまず行くと、その中で個人の能力についてどこで何というんですか、人物像が能力、業績を行うところで人物像が出てくるものというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お尋ねの法律相談の実態といいますか、中身、特に市営住宅ということでのお尋ねでございます。

その前に大分市営住宅等につきましては、うちの不手際もあったかと思っておりますけれども、かなりの額を徴収ができたというふうに思っております。

その一つの手法と申しますか、そういった形の中で裁判所の法的手段をとったということでございます。

中身につきましては、1人の方でございますけれども、その前に十二、三程度そういったことをやりますというふうな文章を差し上げて、その方だけが残って、ほかの方につつま

しては事前にいろいろな形の中で約束なり、あるいは収納、そういったことができたということで、この方だけが最後まで残られて、法的処置に踏み切ったということでございます。

中身につきましては、昨年8月に勝訴の判決をいただきまして、その後、本人さんが出られて、全額とは今現在至っておりませんが、かなりの額で収入を見たというふうなことでございまして、まだ現在もあと残金につきましては、接触なりしておるところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

エコポイントの会計処理の件で問い合わせた部分でございますけれども、エコポイントについては、金銭でございませぬので、台帳をつくりまして、その中で出し入れをすればいいという指導を受けているところでございます。

以上でございます。（「今度、市長のほうに企業誘致の関係を」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

22年度の決算についてのことでお答えをしたいと思います。

旅費、公費を使って先方と交渉する段階に至らなかったということで、非常に残念でございますので、ぜひその段階で持っていけるように努力をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ここで暫時休憩いたします。

午後3時15分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

西村議員。

○15番（西村信夫君）

市長の答弁をいただいて、企業誘致について執行部のほうからは市として積極的な取り組みが望まれると思うということで、監査のほうからも御指摘を受けておられるというふうなことで、午前中の同僚議員の質問で言われたんですけれども、今後、積極的な取り組みというふうなことで求められますけれども、今塩田地区におきましても企業誘致の工業団地等々がありまして、ああいった動きを今後どのように進めていかれるのか、その点をもう1回お

尋ねたいと思っております。

それから、法律相談ですけれども、今後、さまざまな行政の多様化に伴っていろいろな人たちもいらっしゃいますので、多々業務的にも佐賀に行ったりしていろいろお忙しい日々を送らさずと思うけれども、法律事務所は佐賀の安永法律事務所じゃないかと思っておりますけれども、そこらあたりを含めて確認をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後 3 時 17 分 休憩

午後 3 時 17 分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

西村議員。

○15番（西村信夫君）

そしたら、企業誘致については質問の取り消しをいたしまして、今後、法律相談業務について佐賀の安永弁護士じゃないかと思っておりますけど、そのあたりを確認させていただいて、この総務関係については終わりたいと思っておりますけれども。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

法律相談業務を今佐賀市の安永法律事務所ですかね、そちらのほうに委託をして行っているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

それでは、次に民生費の90ページ、扶助費を伺っていききたいと思います。

その中で、重度身体障害者の福祉タクシーの扶助費なんですけれども、昨年、22年度は身体障害者の1級、2級、重度の方に交付されるわけなんですけれども、この交付枚数が12枚というふうなことで、一応昨年は実施をされておまして、20枚から12枚に減ったわけなんですけれども、障害者の反響はどうだったのかということをもっと伺っていききたいと思います。

それから、自立支援の更生医療給付費なんですが、障害者の福祉費に絡んで、非常に――若干毎年、毎年高くなっております。この給付件数が増加しているというのは、どういうふうなことで増加をしていくのか、この対策はないだろうかということで、その点、まずお尋

ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず、福祉タクシー券の利用に伴う反応についてということでございます。

タクシー会社にちょっとお尋ねをしたところでございますけれども、通院に多く使われてはいるが、もう使用については、ばらばらであるというふうなことでございました。利用の状況、どういうところに利用されているかということでお尋ねをしたところ、面々ばらばらですよ、ただ通院に使われる方は結構多いですよということでお話を伺っております。

また、当然枚数が減った件でございますけれども、障害者の方からは枚数をもとのぐらいにふやしてほしいという御意見はあります。ただ、これについても単独事業というふうになった関係で、これは財源が伴いますので、その辺については財政状況等も踏まえながら、財政課のほうとも協議しながら進めていく必要があるかというふうにご考えております。

続きまして、自立支援医療給付費が伸びておるということでございます。

平成22年度が132件、平成21年度が116件、確かに16件、率にすれば13.8%の伸びというふうになります。

金額でいきますと21年度が2,190万円、22年度が2,420万円というふうに伸びております。ただ、22年度の場合、1件大きな手術がございまして、高額治療ですね、これがちょっと300万円ほどかかったのが1件ございまして、これがもしないとすれば前年ぐらいの数字じゃなかったろうかと思いますが、そういうことで22年度は伸びております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

障害者の福祉タクシーなんですけれども、10市ちょっと私も調べてみたところが、12枚発行は鹿島市と嬉野市だけなんですよね、あとは神埼、小城、鳥栖ですね、鳥栖は36枚発行されておるわけですよ。そして神埼が24枚、小城が20枚、武雄が20枚ですね、多久市が20枚、唐津市が24枚、伊万里市が20枚、佐賀市が200円分を50枚、1万円分ですね、嬉野と鹿島市が12枚というふうなことで、非常に障害者にとっては、障害をお持ちの方がやっぱり病院とか、お買い物とか行く場合については、やっぱり自分で負担をしなければならないというふうな状況ですけれども、これはも1回、やっぱりよその市、町並みにこれは上げていくべきではないかなと私は思いますけれども、そこのあたりは所管はどういうふうにお考えなのか。

そしてまた、今現在鳥栖の場合は、一応多久市の初乗り運賃は、今県内は620円というふうなことです、鳥栖市の場合は36枚も発行しているわけですね。当初、3年前は560円の初乗り運賃やったんですが、現在県内は620円というふうなことになっております。そういう中で、嬉野市もよその市、町並みに考えていくべきじゃないかなと思うけど、所管の考えをお尋ねしたいと思っております。

それから、自立支援の更生ですね、これについては、21年度は担当課長申し上げられましたように給付件数が116件、22年度は給付件数が132件というようなことです、その中身についても21年度の入院外の中身を調べてみましたら腎臓の透析ですかね、56名いらっしゃいまして、22年度は入院外を合わせて腎臓透析57名というようなことで、数字的にはそう変わっていないわけですがけれども、特に変わっているのが心臓病ですね、心臓、ペースメーカーを入れていらっしゃるかと思えますけれども、22年度が45件ありまして21年度は27件なんですけれども、非常にこの心臓病、あるいは透析等々もふえつつあるというようなことで言われております。

そのあたりをもう1回分析して、どういうふうに思って対策を講じていくのか、その点をお尋ねしたいと思いますけれども。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

福祉タクシーの枚数の件でございますけれども、これは福祉タクシーのみをとれば、確かに他の市と比較すれば少ないということになりますが、福祉全体的に見渡した場合、果たして嬉野市がおくれているかという、そうでもなく、ほかにない福祉サービスですか、これを提供しておる部分もございます。

それで、これのみをもって判断するわけにはいきませんが、対象者の希望としては枚数をふやしていただきたいというふうな希望はございますので、その辺、財源的にも踏まえながら、今後は検討はしていく必要があるかというふうに思っております。

それと、次に自立支援関係でございますが、議員発言どおり嬉野においては心臓、これが非常に多くなっております。22年度が45件に対しまして、昨年度が27件、公費負担額としては昨年度が93万円、ことしが450万円というふうに大きくはね上がっております。

この対策でございますが、福祉のこの事業としては対象者のほうに給付を扶助していくというのが業務でございます、また、この対策に関しましては、他の課とまたがる部分がございますけれども、特定健診ですか、ああいうふうなことで受診率を上げることによって、早期発見と申しますか、そういうことが努められればというふうには考えます。

ただ、特定健診につきましても、なかなか受診率が低下しておる中で対策をいろいろとつ

てはありますが、厳しい状況下にはあるところではあります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

福祉タクシーについては、やっぱり私から申しますと、よその市、町並みにやっぱり枚数を上げていただきたいと——現物給付ですから、ぜひお願いをしたいと思っております。

障害者については、通院とか買い物等々が健常者じゃないわけですので、よその市、町並みに障害者からのそういうお声があったら、やはりきちっと答えを出していくべきじゃないかと私は思っておりますので、ぜひ検討をお願い申し上げたいと思っております。

そして、自立支援については先ほど担当課長も言われましたけれども、心臓、腎臓というようなことで入院、あるいは入院外に非常にずっと予算もかさんでいきます。そういう中で、腎臓の透析患者、1週間に1日越しとか、あるいは1週間に3回とか、そういうふうなことが腎臓透析はしていらっしゃいますけれども、きのうテレビでもあっておりましたね、腎臓関係についてNHKであっておりましたけれども、兵庫県の尼崎市が腎臓の透析患者が大幅に少なくなったということで、全国放送であってございまして、腎臓透析で一人通院で1カ月どのくらい人工透析でかかっているのか。この事業費については国2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっておりますけれども、どのくらいかかっているのか、その点をお尋ねしたいと思います。あとは担当課に聞きます。

○議長（太田重喜君）

答弁を求めます。（「あと福祉タクシーの件」と呼ぶ者あり）福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

福祉タクシー、確かに障害者の方からは希望があるというのは私も把握をしておるところです。

この福祉タクシーサービス事業を開始するに当たりましては、身体障害者等の方で車を持たない方を対象にしております。確かに車を持たない方、運転できない方は不便な状況にあるかと思っております。

そういうことも踏まえまして、枚数なんかをふやせることができればというふうには考えますが、これは私の所管課だけで——希望としてはそういうことなんですが、財源的なものもありますので、財政課等の調整の上で一緒に検討すべきというふうを考えております。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

これで西村信夫議員の質疑を終わります。

次に、16番平野昭義議員の発言を許します。

○16番（平野昭義君）

許可を受けましたので、今から発言の通告をいたします。

この通告制については、私も長年やっておりますけど初めての体験でありまして、たまたま12日が締め切りやったのを13日と勘違いいたしまして、通告表の一般質問と違いまして1ページ足らずになりました。しかし、中身は非常に重いものでございますので、よろしくお願ひします。

まず、固定資産税ですね、それから入湯税、それから使用料及び手数料の関係について、この文書に質問しておりますが、これについて、とりあえず御答弁をお願いします。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（永江邦弘君）

それでは、平野議員からいただいておりますので、答弁を申し上げたいと思います。

まず、現年課税分と滞納繰り越し分の収入未済額及び不納欠損の件数ということでございます。

平成22年度の現年課税分につきましては、金額ははっきりしておりますけれども、件数と金額を申し上げます。

収入未済額が721件の1億2,008万4,385円となっております。不納欠損につきましては11件の53万4,800円ということになっております。

次に、滞納繰り越し分でございますけれども、収入未済額が2,322件の5億813万2,478円、不納欠損が229件の1,788万6,140円でございます。

次に、それぞれの理由と改善対策ということでございますので、まず理由から申し上げますと、固定資産税の未納額は現年分、滞納分を合わせまして、平成21年度の決算との比較で15.7%の増でございます、額にして8,546万2,107円ふえております。

市税につきましては、ほとんどの方が適切に納税をいただいておりますけれども、ただ一部の方に未納が発生し、これが積み重なって未納額がふえているという状況でございます。

原因といたしましては、長引く不況が大きく反映をしておりますけれども、市内にあります大型施設等の納税義務者が非常に納付困難な状況にあるということが大きく影響をいたしております。

次に、不納欠損の理由でございますけれども、該当するいろんな事案がございますけれども、その事実によって地方税法の規制に従いまして欠損処理をしたものでございます。

大きくは大体3つほどの原因がございますけれども、滞納処分の執行を停止したときに3年で不納欠損処理するものが1つあります。2つ目に、時効が5年来て不納欠損処理するものもございまして、3つ目に、時効を待たずに即時不納欠損処理するものもございまして、

こういったものを法令に従い執行しているというところでございます。

次に、改善対策ということでございますけれども、税金においては、ほっておけば時効により税法の規定が適用されまして、欠損処理をせざるを得ません。この間、納付先約とか、一部納付、あるいは差し押さえなどの滞納処分で時効を中断させるという方法がございまして、この時効の中断によって延長を繰り返しながら納付に結びつけるというふうな手段もございまして、この時効の中断によって延長を繰り返しながら納付に結びつけるというふうな手段もございまして、この時効の中断によって延長を繰り返しながら納付に結びつけるというふうな手段もございまして、しかし、その反面、滞納額がふえる可能性もございまして、収納率の向上を図る上では、いろいろ金融機関の分を財産調査などいろいろやりまして、給与、預貯金、いろんなものを調査しながら、強力な差し押さえを実施するというところで、回収に向けた改善策を図る方法しかないだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

この固定資産税額というのは、大体市税の中のほぼ半分程度を占める非常に重要な――何というか、財産ですね、これがなくしては、恐らく市も回らないというふうな大きなあれですが、今数字を言われましたから大体のところわかりましたけど、とりあえず、まず去年と、いわゆる21年の決算と今年度で未済額、不納欠損もいずれも増加しておりますが、その要因というか、それは先ほど言われた不景気もありますけど、収納対策の問題もあるかと思えますけど、そちらのほうで把握しておられる増加した理由をお願いします。これは入湯税と一緒に絡んでいいですよ。（「入湯税も一緒」「最後のところわかった」「最後わからん」「ちょっと最後のところわからん、最後のところどがん言った」「入湯税と一緒にお答えいいですよ」「その前です」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（永江邦弘君）

お答えを申し上げます。

昨年の決算と比較をして8,600万円ほど、いわゆる未済額が伸びているというふうなことを申し上げましたけれども、主な要因と申し上げますのは、やはり大型の施設を有しているところが非常に納付が困難になっている状況であるということが言えると思います。

近年、非常に不況がずっと続いておりますけれども、いろいろ差しさわりはございますけれども、観光あたりのお客様もかなり減ってきておるといような状況の中で、非常にそういった施設が苦慮をされておるといところも一つの要因もあるかと思えますけれども、全般的には大型施設あたりの納入が非常に困難だと、個人の皆様につきましても、若干やはり失業とか、仕事があってもなかなか思うどおりの収入が得られないというところで、納付が

困難な状況である方もいらっしゃると思われます。そういったところが大きな要因ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

先ほど滞納繰り越し件数が2,322件と申されましたけど、私から——これは決算ですから、決算に値するような質問をしますけど、まず納税積み立てとか、あるいはそういうふうな、まさに奨励金——納税の積み立てを前もってしなさいよといった指導とか、あるいは収納嘱託員が今の定員でいいのかということ、それから、次にその収納嘱託員が延べ日数で1年間にどれくらい働いておられるか、それから、収納嘱託員の——恐らく専門家ばかりおられませんと思いますから、先進地あたりの視察をされたことがあるのかどうか。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（永江邦弘君）

お答えを申し上げます。

現在、収納嘱託員を3名お願いして、連日、昼も夜も徴収をいただいております。

延べ日数で幾らかと言われますけれども、昼間のなかなか日中に家に在宅をしている方というのが、なかなか面談ができない状況もございますので、その分、夜間に徴収に回ったりしておられます。それは、ひとつは夜間に回れる時間を昼間回られない時間にすりかえたりしておりますので、具体的に日数を問われても、ちょっと今ここで具体的に申し上げることが非常に難しいと思っております。

それと、あと先進地の視察等につきましては、現在そういうふうな制度は設けておりませんので、とりあえず未納者の方々と、とにかく数多く折衝をしてくださいということをお願いをしながら、徴収の努力をいただいております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

この件について最後になりますけど、「いや、もう3回です。済んだですよ」と呼ぶ者あり）済んだかね、ちょっとだけ（「3回済んだ」と呼ぶ者あり）それなら今のことをよくよく吟味して努力してください。

それでは、次に住宅使用料かね、道路使用料について、これについては、そちらのほうにも書類がございましょうけれども、私から見てみて非常に住宅に家賃を払わない人がおると

いうことは塩田のころも言いましたけど、これについての対策というか、何か改善策とか、特別してあるなら教えてください。それから、道路使用料もそれに似たような話ですね。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

収納の努力はどうしているのかというふうなお尋ねかというふうに思っておりますけれども、前の西村議員の質問にもお答えいたしましたように、一番最近——最近ではといたらちよっとおかしいんですけれども、いわゆる裁判所へ訴訟等で使った中での徴収、それから、前段でこれもお答えしたと思っておりますけれども、催告書を通知する時点で、そういった法的措置をとりますよというふうなことで郵送したというふうなことです。

もちろん一般的な収納対策は行っております、というのは、うちの職員で毎日、毎日行くわけじゃございませんけれども、歩いて先方さんと約束ができれば、例えば夜に伺うとか、そういったところをやっております。それと、催告書等々は——それはもう通常のやり方だとは思いますが、そういったところで努力をしております。

重複しますが、先ほどの訴訟ですね、そういったところは、こういったところで言うべきかどうかわかりませんが、かなり効果があったのかなというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

私も条例をよく読んでおりませんからわかりませんが、住宅を賃貸契約するとき、普通、民間では恐らく保証人とか、あるいは敷金とか、いろいろなことが発生しますが、市では保証人を2人とか、そういうふうな制度はありますか。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

通常の商行為、そういったのが予想される場合は、当然保証人というふうなことを記入をいたしております。しかも現在は連帯保証人というふうな形で契約を交わしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

この滞納があったということについて、結局市の職員の方が集金まで行くと、しかしせっかく、そういった保証人制度があります。保証人に真っすぐ、直接郵便とかなんとかを出すとか、そんなことで、ある程度強制的にせんと、少なくとも市営住宅とか町営住宅は余り料金も高くないと思います。ですから、それに甘えていっちょく人もおるから、やはり保証人はそのための保証人ですから、私はその借りている人は、今の人は非常に何かな、遊びはしても、そういったのには非常に無関心な方もおられますから、連帯保証人あたりをぐっと押さえてもらって、早く納めるようにというような指導をしたほうがいいんじゃないかと、そういうふうに思いますけど、保証人の活用についてはさらに考えませんか。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

先ほどのちょっと追加答弁のような形になりますけれども、一応私どものほうで滞納整理の取り扱いの要項というふうなことを決めました。その中に収納の手順といいたいでしょうか、そういったものを設けてございまして、その手順の中には、もちろん最初は督促状とか、そういった形になるうかと思っておりますけれども、連帯保証人さんをお願いをするのは、一応最後というふうな形になっておりまして、今現在までは、そこまで行かずに何とか約束なり、あるいは文書での誓約書なり、そういったところでまず済んでいるというふうなところでございます。

ただ、連帯保証人でございますので、法的に行けばどちらに請求をしてもいいというふうには、これは民法でうたっておりますので、最終的にはそういったところまで行こうかというふうには思いますけれども、現在のところはうちの取り扱い要項の中の順番というふうなことで言っております、連帯人まで行ってないというふうなところが実情でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

これで平野昭義議員の質疑を終わります。

これで議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号 平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。8番梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

それでは、通告書に従い質問をさせていただきます。

国民健康保険特別会計、決算書の182ページ、保険給付費の高額療養費についてござい

ます。

まず、この当初予算に比べまして高額療養費の増加が見られるわけですが、この理由についてお伺いいたします。

続きまして、高額介護合算療養費が当初150万円に比べまして不用額が148万156円と、かなり大きくなっているわけですが、その理由についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

一番初めの当初予算に比べて高額療養費の増加が見られることについてお答えをいたします。

平成21年度の当初予算には2,000万円計上しておりましたけれども、決算で不用額が380万円程度ございましたので、平成22年度の当初予算の見積もりは財源的にも厳しいものでありますので、平成21年度前半の実績で積算をし、1,134万7,000円計上をいたしました。ところが、7月から8月にかけて退職者医療制度に該当する方を年金上法により職権で退職振りかえを行いましたけれども、そのときに100人程度ふえましたので、12月補正で1,000万円計上をしております。

加入者が一般と比べて少人数なので、何人かの方が高額医療の内容で増加したものと考えられます。

続きまして、高額介護合算療養費が当初に比べて不用額が大きくなった理由について御説明をいたします。

高額介護合算制度は、平成20年度に自己負担を軽減するために設けられました。算定の期間を毎年8月から翌年の7月としたため、平成20年度は平成21年度とあわせて申請を受け付けることになり、平成20年度の実績はございません。

平成21年度の当初予算では1,000万円を計上しておりましたが、決算額は5万9,290円でした。平成22年度は当初予算を150万円に圧縮したものの、決算額が1万9,844円となりました。毎年8月1日から翌年の7月31日までの1年分の高額医療と高額介護合算療養費の申請受け付けを12月に開始をします。その時点で合算療養費の把握はおおむねできますので、本来3月補正で減額するべきでしたけれども、一般被保険者療養給付費の予算が非常に厳しく、不足した場合は流用をお願いするように考えておりましたので、減額ができませんでした。結果的に一般被保険者療養給付費も不足することなく執行できたので不用額になったものです。

今後は、予算額そのものをさらに圧縮していきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。

そしたら、一般保険者高額療養費の分に関して、21年度はこれは補正で上げてありますけれども、22年度に関しては予備費支出流用というところで上げてあります。このことについての、なぜこういう形をとられたのかということと、それから合算の分については今回補正がないという説明を今されましたので、これはいいんですけれども、今後圧縮するという今答弁がありましたけれども、これについては自己申告なのか、もうそういう事務的な処理の中で合算制度にかかる方に関しては役所のほうできちっと対処されるのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後3時52分 休憩

午後3時53分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

あとのほうの自己申告なのかということでございますけれども、これは申請書で通知をしております。

済みません、一番初めの質問なんですが、ちょっともう一回よろしいですか。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

最初の質問は、高額療養費の1の分ですね、一般被保険者高額療養費が21年度は補正をされておりますけれども4,676万1,000円、今回は流用という形で1,388万5,709円されておりますけれども、なぜこういう予算措置をされたのかということについて伺います。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後3時54分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

その年によりまして、その年のいろいろな動向により流用したり補正したりということで対応しております。

以上です。（「もう終わりですかね、さっきの質問はわからんやったけんという質問やったと思うんですけど」「ですよね」「そうです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩します。

午後 3 時 56 分 休憩

午後 3 時 56 分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

梶原議員。

○8 番（梶原睦也君）

はい、わかりました。ということは、いつもこういう流用であったり補正であったりというふうな、その年々でなるのか、再度質問いたします。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

議員おっしゃるとおりです。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

これで梶原睦也議員の質疑を終わります。

これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号 平成22年度嬉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これで議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号 平成22年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号 平成22年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。13番神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

農業集落排水事業について、お尋ねをしたいと思います。

ページ数でいきますと208ページですね。この中の管理費の分からもう整備費まで御質問するわけですが、今回22年度の歳入、あるいは歳出を見たとき、208ページの管理費ですよ、支出金額5,845万7,999円という金額がございます。その上に総務費というのが1,068万3,612円という金額がございますが、要は、これあたりを結局使用料の調定額である3,129万9,150円で差引くと、やはり赤字というふうな形になるわけですよ。これはもう毎年、毎年以前からずっと私は指摘をしてきたところなんです、これについて、やはり総務、あるいは管理費の部門については、やはり使用料で賄うべきだということ saying きてきたときに、執行部側としましては料金改定について研究をしていると、そういうことで昨年も御答弁をいただいたわけですよ。あれから1年たったわけなんですけれども、そのあたりの進行状況はどうなのかということと、208ページの委託料のことでお尋ねをしたいと思います。

成果説明書でいきますと225ページのほうに記載をされております処理場管理業務という中で処理場の保守点検、法定水質検査ということで3処理場の分が個別にされておりますけれども、21年度と比較したときに3施設とも約10万円ずつほど全部増額になっているんですよ。ですから、委託契約を結ぶ段階で今年度約10万円ずつふえたその理由というものを教えてください。

209ページ、決算書ですね、工事請負費ということで今回3施設のいろんな工事をされました。これについては理解をするものではございますが、これをすることによって水質保全、また生産性の高さの効果が維持ができるというふうに書いてあります。

老朽施設の修繕ということで、それは十分理解をするんですが、このあたりが管理費用としてはどのあたりに出てくるのかということでお尋ねをしたいと思います。

次に、210ページの整備費の使用料及び賃借料の件でお尋ねをいたします。

21年度の決算のときには、土地の賃借料170万8,438円と事務機器が307万9,579円ということで御報告がございました。22年度の当初のほうでは結局土地の賃借料、これが1年分ということで276万8,258円というふうな御説明を受けたわけなんですけれども、そうなったときに、一応決算額から土地の賃借料を引くと、OA機器のリース料の契約というのが296万4,944円ということで、21年度からすれば約10万円ほど安くはなったというふうに計算をするわけなんですけど、土地の賃借料というものが変わらなかった場合、そういうふうな金額になるんですが、このあたりの内容についてお教え願えますか。

○議長（太田重喜君）

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

お答えをいたします。

まず4点についての御質問でございまして、順を追って御説明を申し上げます。

まず、208ページの管理費でございます。

料金改定について研究中ということでもありますけれども、現在はどのような状況にあるかという御質問でございます。

それにつきましては、今年4月1日から五町田、谷所地区の一部供用開始が始まっておりまして、来年の4月1日には処理場全体——これは五町田、谷所地区ですけど、処理場全体が供用開始する予定でございます。

そういったことで、まず接続推進のほうに力を入れていきたいと考えております。

料金改定をこのときに行えば、接続率にかなり影響が出るのではないかとということで、まず接続率アップに職員一丸となって接続率向上に努めたいと考えております。

そのようなことをいたしましても、議員もうさされましたように厳しい状況でございます。経営につきましては、料金の改定は将来的には必ず必要性が出てくると思っておるところでございます。

農業集落排水事業につきましては、一番当初から料金は改定されていないということで、かなり管理費につきましても一般会計を圧迫しているということで考える必要があるというふうに考えております。

それと、今度は五町田、谷所地区がコンポスト化を目指しております。そういったことで、従来の汚泥引き抜きに対する処理費ですかね、そういったやつがコンポスト化によりましてかなり減額されるというふうに見込んでおります。恐らく一千四、五百万円は——これは稼働率によりましてけれども、そういったことが出てくる可能性がございますので、そういったことを加味しながら、この料金改定を進めていきたいと思っております。

また、事業所の大口の利用料金の格差というものが農集と公共下水道にはかなりございます。そういった今現在あります料金の体質につきましても、もっと研究をしなければならないということで、極端に申しますと農業集落排水事業の大口にする料金と、公共下水道に対する大口料金につきましては、公共——土木のほうが十数倍ですか、試算をすると十数倍ぐらいい金額的に多くなるということでございます。

そういったことでございますので、そういったことも含めまして、今後また研究を進めてまいりたいと思っておりますし、あと料金体系につきましても、せんだっての一般質問の折にも出てまいりました。あとの未処理地区につきましては、どういうふうな手法でいくのか、集合処理でいくのか、個別合併浄化槽でいくのかということは、市町村設置型でいくのかというふうなやつを、そういったとこまで含めまして、研究といたしまして下水道審議会に諮って決定をしていきたいというふうに考えております。

それと、次の2番目の質問でございます。

208ページの委託料でございます。

これは、美野、上久間、馬場下の処理場管理業務が21年度と比較すると増になっていると、

理由はなぜかということでございます。

このことにつきましては、この処理場の管理業務につきましては、事業内容、それから委託算出の分当たりというものは変わっておりません。ただ、浄化槽管理業務等の労務費がアップをいたしております。そういったことで、技術管理者、それと浄化槽管理者が右上がりになっておりますけれども、技術管理者が3%ほど上がっております。それと、浄化槽管理所のほうも3%上がっておるということで、委託料がアップしたものだというふうな利用でございます。

次の209ページ、工事請負費でございます。

御質問が水質保全や生産性の高さで効果の維持ができているとあるがということで、管理費用のどの分野に23年度以降反映されてくるのかという御質問でございます。

このことにつきましては、改修——処理場関係の改修事業を行っております。美野地区と上久間地区のそれぞれの処理場のポンプなり、あとこれでいきますと、何ですかね、界面層ですか、界面層の界面活性系の整備とか、これも処理場が完成をいたしまして、長年たつて機具関係が修理をしなければならないということで書いております。

そういったことで、処理場の運転が可能といいますか、そういったことで処理水なり、水質の保全におきましては、公共用水域に対しまして、きれいな水を流すということで、その水を利用されることに対して寄与しているということで、管理費用が特段に減るといったようなことじゃなくて、水質保全に寄与しているということで我々は理解をいたしております。

それから、次210ページ、整備費の使用料及び賃借料でございます。

御質問は21年度の決算で土地、賃借料が平成22年度の当初で276万8,258円と説明を受けておりますということで、決算での土地賃借料に変更はないかという御質問でございます。

このことにつきましては、平成22年度の土地賃借料は8筆の1万2,441平米でございます。

この土地賃借料といたしましては、掘削しました、床掘りをいたしました土の仮置き場ということで、あそこの土壌が軟弱地盤といいますか、含水比が高いということで、土地をお借りしまして乾かすという目的で借りているわけでございますけれども、そういったことで土地の借上料につきましては、決算で276万7,259円となっております。当初、金額との差につきましては、その土地が以前土地改良事業が行われておりまして、それに対する特別賦課金があります。そのことで平成22年度と21年度は少し打ちかえております。そういったことで、反当たりの単価が違うということで御理解をいただきたいと思っております。

また、21年度から22年度に増加した理由でございますけれども、21年度につきましては、今申しました8筆、1万2,441平米ですか、そのうちの4筆分ですね、それが1年間の借り上げ、それからあとの残りの4筆が6カ月の借り上げということで、そのことが理由で平成22年度と21年度の借上料が違うというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

料金改定の部分についてお尋ねしたいんですが、今部長のほうから谷所地区が今回入札があって、コンポスト化の施設ができてくると、そこに3施設の分の汚泥を持ってくるところによって、汚泥の処理分がこっちのほうで処理できるということで、運搬費が若干かかるんであろうとは思いますが、そのあたりがどれくらい削減ができるのかというところで検討されることはいいことかなと思いますが、そのあたりを十分——稼働するのが24年4月以降です。すので、ちょっともうしばらく時間がかかるとは思いますが、そのあたりを十分実績を踏まえて、料金改定ということについてもやはり考えていただきたい——一応研究中ということでは、あくまでも使用料で賄うと、整備については、もうこの事業が終われば、この整備費そのものはなくなってしまうわけだろうと思っておりますので、その点については十分、今後御検討をしながら考えてみてください。

次は、委託料の件なんですけれども、労務費が3%上がったというふうにおっしゃいました。それで10万円上がったということですよ、ちょっと信じられないんですよ、公共単価の労務費は年々多分積算単価は下がっていると思うんですよ。建設課長がいらっしゃったら建設課長にお尋ねしたいんですが、たしか公共単価の労務費は年々下がっていると思いません。

そういう中で、3%とのアップというのがちょっと私は耳を疑ったんですけれども、そのあたりの確認をしたいんですが、そのあたりはちょっと後に回します。

その次の工事請負費の分、これは半分以上がきめ細かな交付金ということで、市の持ち出し分はかなり少ないわけですよ、従来の工事請負の、工事発注の金額からいけばですね、ですから、それはそれとして、それを利用して今回22年度は老朽化施設を整備されたというのはわかるんですけれども、そのあたりで、やはり光熱費あたりとか、そのあたりでやっぱり——それなりの効果が出るとか、あるいは途中の中継ポンプあたり、もう修繕されていますよね、そのあたりでやっぱり緊急警報とか何とか、いろいろあるんでしょうけれども、このあたりが結局この交換する前とすれば大分少なくなる可能性があるのか、老朽施設を新しくするというに関しては別に問題はないんですけれども、そのあたりの効果というものも若干あるべきだと思いますんで、あるようであれば再度御答弁をいただきたいと思えます。

土地代については、十分理解をしております。金額を今聞きましたところ、ほとんど一緒ですので、ということは、もうOAの機器が昨年と今年度ですれば10万円ほど安くなってお

りますんで、契約時点ではいい方向に進んだのかなという気がします。

前段の2項目について、ちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

お答えいたします。

まず、料金改定の件に関係いたしまして、その五町田、谷所がコンポスト化に持っていくということで、そういったやつで汚水処理関係が減ることに対しまして精査をいたしまして、それを加味しながら料金改正を行っていきたいと考えております。

それと、処理場の運転にかかわるものにつきまして、電気料かれこれ費用がございますけれども、それについても施設管理業者と打ち合わせをしながら、なるべく省エネ——省エネと叫ばれておりますので、そういったことで一番いい省エネ対策といたしますか、運転の仕方といたしますか、そういったことを打ち合わせしながら経費節減に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

これで神近勝彦議員の質疑を終わります。

これで議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。13番神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

公共下水道事業の分の歳入のほうでお尋ねをしたいと思います。

213ページ、使用料の件なんですけれども、未収金がふえつつあるんですよね、これは監査委員さんの報告の中でも伺っておりますが、この対応というものをどうされているのか、以前、これもお尋ねしたときに、水道であれば栓——取水はとめることができるんですよね、はっきり言って。ところが、下水だけはとめるところがないと、そのときにもう極端に言ったら払う意思のない方の対応はどうするのかといったときに、そのときには明確な御答弁はいただけなかったんですよね、とりあえずいろんな方法を考えてみるというふうな形で言われなかったわけなんですけれども、そのあたりについて、どのように22年度についてお考えになられたのか。

もう1点が、これは接続率と支出のほうと絡むんですけれども、とりあえず使用料のほうの絡みの中でお尋ねをしたいのが、今回接続率が42.2%ということで、調定額が4,880万3,330円ということなんですよね、23年度の総務費と管理費を合計した場合が5,447万4,000

円の一応予定、予算金額になっているんですよ。

言い方を変えれば、わずかあと500万円ちょっと、600万円近くあれば収支のバランスがとれるというふうな形なんですよ、まだ42.2%なんですよ、接続率が。逆に、農排とこれは逆の質問なんですよ、逆に公共下水道が90%を超えた場合、これは逆に余りにも収入が多過ぎるんじゃないかなという気がするんですよ、このままの状況で行けば。今、42.2%ですから、倍にしても85%程度ですよ。そうすると約9,000万円以上の収入が使用料としてあるわけですよ。23年度では私が言ったように約5,500万円ですから、かなり収入が大き過ぎるんじゃないかなという気がしてならないんですけども、このあたりの収支のバランスというのはどうなっているのかなというのでお尋ねをしたいと思います。まず歳入の分ですね。

○議長（太田重喜君）

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

お答えをいたします。

使用料について、まず未収金がふえつつあるということで対応をどうしているのかという、まず御質問でございますけれども、平成22年度の収入未済額は243万5,960円と58万円程度前年度より増加をいたしております。

対応策といたしましては、一般質問のときにもお答えしたと思いますけど、収納嘱託員を7月より未納——住宅地のほうへ個別訪問を重点的に行いまして、その成果といたしまして約2カ月間で約180件の35万円程度の未収金を取っておると、徴収しておるという状況でございますので、今後も職員、課員一体となった個別訪問におきまして、未収金債権の徴収に努めてまいりたいと思っております。

それとペナルティーと申しますか、水道であればとめればいいんですけど、これが議員御発言のようになかなか難しい面がございますので、個別訪問で取る、取って取り抜くというおかしな話なんですけど、そういったことを小まめにこつこつとやっていかなければ、なかなか対応策はちょっと非常に——現課がこういうことをいったら語弊になりますけれども、その対応策は難しいということで、あくまでも滞納者に対しましては個別訪問で取りに行くといったら語弊ですけど、徴収に御協力いただきたいというふうなことと理解をいたしております。

それと、収支のバランスということでございますけれども、公共下水道の処理場につきましては、まだ大きな機械の損傷はないということで、機械がいつ修理が必要になるかもわかりませんということも考えております。それもありますし、もう1つが区域の認可がどんどんふえていくということに対しましてもますます管理費も上がってきますし、そのあたりは、もう少し状況を見ないとわからないということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

未収金については、収納嘱託員を通じた個別の徴収に努力をしていくということで理解をしますが、こういう例——前も言ったんですけど、こういう例がもし発生した場合、水道料金はちゃんと払っていますと、そのかわり下水料は全然払わないといった場合が、そういう場合がなかなか難しいのかなと思うわけですよ。逆手にとれば、そういうこともできるわけなんです。ですから、私が言ったのは極端な例だと思うんですけども、そういうことを考えたときに、やはり水道との連携で何らかの対応だけは考えていくべきだと思うんですよ。ですから、それは法律的な問題とか、制度的な問題なんかも、いろんな問題があるかと思うんですけども、水道事業と絡めた停栓といいますか、そういうことも一応研究をやっぱりしていく必要があると思いますので、その分を御指摘しておきます。

歳入については以上です。

歳出のほうに行きます。

歳出のほうで216ページの総務費の補助金、ゆうゆう水洗化貯金の奨励金が今回6,000円なんですよね。それだけ水洗化貯金をされた方の接続が少なかったというふうにししか理解できないわけなんですけれども、そういうふうにとらえていいのか、あるいはもう水洗化貯金をされている方がもうほとんどいなくなったのか、その点についてお尋ねをしたいと思いますし、217ページの管理費の委託料の中で、脱水汚泥の分の収集運搬処分が21年度とすると金額が減少しているんですよ、減になっているわけなんです。これは接続がふえている割には減になっていますので、委託業務の入札関係の減だったのか、そのあたりちょっとお教え願えますでしょうか。

○議長（太田重喜君）

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

2点御質問でございますので、順次お答えをいたします。

まず、256ページの総務費の補助金でございます。

ゆうゆう水洗化貯金奨励金につきましては、現在の状況はどうなっているのかということでお答えいたします。

ゆうゆう水洗化積立金の件数につきましては、平成23年3月31日現在で402件となっております。

そのうち、今まで奨励金制度を利用された方が91名いらっしゃいます。また4月以降、3名の方が利用され、奨励金は現在2万6,100円となっております。

これがゆうゆう水洗化積立金は対象となりますのが3年以上の積み立てということで、それに対象となる方が今279件となっておりますのでございます。

それから次、217ページ、管理費の委託料でございます。

脱水汚泥が21年度と比較すると減少していると、接続がふえている状況で減少しているのはなぜかという御質問でございます。

お答えといたしましては、これは平成21年度に汚泥脱水機が故障をいたしまして、汚泥槽内の汚泥の濃縮がずっと回していたと——運転で濃ゆくなったということで、平成21年度に汚泥の脱水機を修繕して、その分、今まで待っていたといいますか、汚泥の引き抜き関係を——これが脱水汚泥は汚泥の含水率が83%のときで出して処理するというのでございますが、そういったことで汚泥脱水機が故障した期間、それができなかったということで、最終的には平成21年度の処分場が276トン出ております。平成22年度が270トンということで、6トン分、21年度が多く処理をしていると、汚泥を処理——処分量が6トン多いということで、平成21年度が金額が上がっておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ゆうゆう貯金の分なんですけれども、たまたま22年度はその対象者が少なかったというふうにとらえていいわけですよ、そしたらね。

それで脱水汚泥の分はそういうふうで21年度は故障をしていたと、そういうことで22年度以降は修理ができて、その分の脱水経費の分がかなり処理ができたというふうにとらえていいわけですよ、その後がですね。この後、23年度についても、22年度の実績並みに一応この分は余り変わらないぐらい、接続料がふえれば若干一緒に並行してふえていくものと思いますが、そういうふう理解していいですよ。一応簡単にだけ、いいか悪いかだけでいいです。

○議長（太田重喜君）

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

お答えいたします。

接続率がふえてくると、当然汚泥もふえてくるということで、右肩上がりの——形と申しますか、引き抜き関係——汚泥の委託料につきましては、運搬費は少しずつは増加していくものと考えております。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

これで神近勝彦議員の質疑を終わります。

これで議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これで議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これで議案第61号の質疑を終わります。

次に、議案第62号 平成22年度嬉野市水道事業会計決算認定について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これで議案第62号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第53号 平成22年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第62号 平成22年度嬉野市水道事業会計決算認定についてまでの10件は、嬉野市議会委員会条例第6条の規定により、決算特別委員会を設置し、委員会の定数は16名とし、これに付託して審査することとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第53号から議案第62号の10件については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定により、1番辻浩一議員、2番山口忠孝議員、3番田中平一郎議員、4番山下芳郎議員、5番山口政人議員、6番小田寛之議員、7番大島恒典議員、8番梶原陸也議員、9番園田浩之議員、11番田中政司議員、12番織田菊男議員、13番神近勝彦議員、14番田口好秋議員、15番西村信夫議員、16番平野昭義議員、17番山口要議員、以上16名を指名いたします。

これから休憩いたしたいと思っておりますが、休憩中に決算特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後4時32分 休憩

午後4時33分 再開

○議長（太田重喜君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

決算特別委員会委員長に神近勝彦議員、副委員長に梶原睦也議員に決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では9月16日も議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了しましたので9月16日は休会といたしたいと思いを。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって9月16日は休会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後 4 時34分 散会